

令和6年定例会  
環境生活農林水産常任委員会  
説明資料

◎ 所管事項説明

1	「『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について（環境生活部関係）	1
2	「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」の検討状況について	2
3	三重県消費者施策基本指針の改定について	12
4	令和6（2024）年版 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告書について	16
5	令和6（2024）年版 三重県男女共同参画年次報告書について	20
6	令和6（2024）年版 三重県飲酒運転 <sup>ゼロ</sup> をめざす年次報告書について	24
7	「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について（中間案）	28
8	令和6（2024）年度版 三重県サステナビリティレポートについて	32
9	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	34
10	三重県総合文化センター等に係る指定管理候補者の選定過程の状況について	62
11	各種審議会等の審議状況について	68

別冊1 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について（中間案）

別冊2 令和6（2024）年度版 三重県サステナビリティレポート

令和6年10月9日  
環境生活部



1 「『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について(環境生活部関係)

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
3-2	交通安全対策の推進	環境生活部	実態に合わなくなった交通規制の見直し等に際しては、信号機の更新や横断歩道等道路標示の塗り替え等の整備に限らず、安全性を確保したうえでの規制の緩和や不要な横断歩道の削除、信号機の撤去等も含めて見直しを進められたい。	道路交通環境は常に変化しているため、安全性を確保しつつ、道路管理者等と連携を図るとともに地域住民の声を聴きながら、交通実態に応じた交通規制の見直しを行っていきます。
12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進	環境生活部	性犯罪・性暴力被害者のニーズに的確に対応するための連携協力病院については、連携の拡充にしっかりと取り組まれたい。	「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の連携協力病院は産婦人科と泌尿器科で県内26病院あり、今後は、精神科との連携の拡充に向けて取り組んでいきます。
16-1	文化と生涯学習の振興	環境生活部	県立図書館に関する取組についても記述されたい。	県立図書館においては、市町と連携した図書館職員の資質向上をめざす取組や、県総合博物館でのイベント時に、関連したブックリストを配布する等、さまざまな取組を行っており、引き続き、図書館の魅力が伝わるよう発信していく旨を記述しました。
			史跡齋宮跡について、文化観光の取組だけでなく、史跡の発掘調査や整備の方針についても県の姿勢を示されたい。	発掘調査に関する基本方針は過去に定めており、現在は初期齋宮西部の発掘調査を進めているところです。今後も調査に関する基本方針の方向性は変わらないものと考えています。 史跡整備については、明和町が策定中の保存活用計画において、活用及び整備に係る項目を、県も参画しながら検討しており、今後も明和町を含め、地元の意見や意向を踏まえながら、引き続き保存活用計画の策定と並行して検討してまいります。

## 2 「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」の検討状況について

### 1 検討状況

「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」については、制定に向けた検討を進めるにあたり、有識者等 14 名の委員で構成する「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、これまでに 2 回開催しました。

本年 6 月 19 日に開催した第 1 回懇話会では、性暴力の現状、三重県における性暴力被害者支援や被害防止に関する取組状況や、懇話会での論点案を事務局から説明し、委員から意見を聴取しました。

また、8 月 6 日に開催した第 2 回懇話会では、第 1 回懇話会での意見をふまえて整理した論点をもとに、条例に盛り込むべき内容について、委員から意見を聴取しました（別紙参照）。

### 2 懇話会での主な意見

これまでの懇話会における委員からの主な意見は、次のとおりです。

#### （1）第 1 回懇話会での主な意見（令和 6 年 6 月 19 日開催）

- ・性犯罪・性暴力被害者は、無理解、偏見、差別といった周囲の人たちの意識の問題から、声を上げられず潜在化しやすいため、被害者が声を上げられるような環境づくりについても検討すべきである。
- ・性暴力の定義について、SNS の悪用による子どもへの性的画像要求など、現在、問題となっていることや最新の社会情勢をふまえて検討すべきである。

#### （2）第 2 回懇話会での主な意見（令和 6 年 8 月 6 日開催）

##### （条例の目的について）

- ・条例に前文を設け、条例を制定することになった理由や目的、性暴力が発生する背景を記載してはどうか。
- ・条例の名称を「性暴力の根絶」とするのであれば、性暴力が発生した場合の対応だけでなく、未然防止についても検討すべきである。
- ・性暴力は基本的人権の侵害であり、当事者は加害者、被害者だけでなく、周囲の人たちも含まれることを県民に理解してもらう必要がある。

##### （性暴力の定義について）

- ・性暴力に対する県民の理解が進んでいないように感じるため、性暴力の定義を、具体的に列挙することにより、県民が性暴力について共通した認識を持つことで、被害者が声を上げられるようにする必要がある。

##### （各主体の責務や役割について）

- ・県の責務や各主体の役割について、性暴力の防止に係る広報啓発、研修の実施について検討すべきである。
- ・教育機関が担う役割は重要なため、その責務を記載してはどうか。

(基本的施策について)

- ・被害者に接する際、配慮を欠いた言動で再び被害を与えることになる二次被害を防止するための研修が必要である。
- ・子どもの性被害への対応についても条例での規定が必要であり、性被害防止のためには、未就学児から小学生の間に性被害を予防するための教育を受ける機会が必要である。
- ・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の位置づけや相談員の専門性の確保、また、外国人女性に対する支援についても検討すべきである。
- ・加害者の再犯防止は、施策に含めるべきであるが、県内に再犯防止プログラムの受け皿となる機関の状況を考慮して検討すべきである。

3 今後のスケジュール（案）

懇話会での意見をふまえ、関係部局と連携しながら、条例の制定に向けて検討を進めていきます。

令和6年	1月	第3回懇話会
	12月	環境生活農林水産常任委員会（条例骨子案）
令和7年	2月	第4回懇話会
	3月	環境生活農林水産常任委員会（条例中間案）
	3～4月	パブリックコメントの実施
	5月	第5回懇話会
	6月	環境生活農林水産常任委員会（条例最終案）
	9月	定例会会議 条例案提出

## I 総則

### ●目的

- ・条例を制定するにあたっての目的を規定

### ●定義

- ・性暴力の他、この条例において使用する用語を定義  
※性暴力被害者等、配偶者等暴力、セクシュアルハラスメント 等

### ●基本理念

- ・条例による施策を推進するにあたっての基本的な考え方を規定

### ●責務・役割

- ・条例の目的達成に必要な県の責務を規定
- ・その他条例の目的達成に必要な各主体への責務又は役割を規定

## II 推進体制の整備

### ●推進体制の整備

- ・施策を推進するために必要な体制の整備について規定

### ●財政上の措置

- ・施策を推進するために必要な財政上の措置について規定

## III 基本的施策

### (1) 性暴力被害者等への支援

#### ●相談体制の整備

- ・総合窓口の整備など、性暴力被害者等支援に必要な施策を実施

### (2) 性暴力被害の防止・性暴力のない社会の実現

#### ●教育の推進

- ・学校等に在籍する子どもやその保護者に対して発達段階に応じた性暴力の根絶に資する教育や啓発を実施

#### ●人材育成

- ・条例に定める施策の実施や教育に関する職務に従事する者に対する研修を実施

#### ●広報・啓発

- ・性暴力の根絶や被害者支援等について県民の理解と関心を高めるための広報・啓発活動を実施

### (3) 加害者の再犯防止対策

#### ●加害者の再犯防止・社会復帰

- ・加害者の再犯防止や社会復帰に向けた施策を実施

骨子案の提示（第3回懇話会を予定）

第2回懇話会後のアンケートをふまえ、骨子案を作成

# (議題1) 第1章 総則について

## (1) 条例の目的

### 論点

- ① 条例の第1条に規定する目的について、性暴力の根絶や性暴力を受けた被害者等の回復の支援が考えられますが、お考えをお聞かせください。

### 他県条例の状況

県名	条文
福岡県	● この条例は、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、基本理念及び基本方針を定め、並びに県、県民、事業者及び市町村の責務を明らかにし、法令及び福岡県犯罪被害者等支援条例(平成三十年福岡県条例第三十四号。以下「支援条例」という。)に定めるもののほか、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的とする。
茨城県	● この条例は、性暴力の根絶、性暴力により被害を受けた者の心身に受けた影響からの回復の支援等に関し、基本理念その他の基本となる事項を定め、県の責務を明らかにすることにより、法令及び茨城県犯罪被害者等支援条例(令和4年茨城県条例第20号)に定めるもののほか、これらに関する施策を総合的に推進し、もって県民が安心安全な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 第1回懇話会での主な意見

- 「性暴力の根絶」や「被害者の回復の支援」を入れてほしい。
- 「加害者の更生」を入れてほしい。

# (議題1) 第1章 総則について

## (2) 性暴力の定義

### 論点

- ① 福岡県では、性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントを列挙して性暴力を定義しており、茨城県では、性犯罪、配偶者等暴力、セクシュアル・ハラスメント、デジタル性暴力を例示して性暴力を定義しています。県としては、県民が性暴力について共通の認識を持つことができ、条例の意図しない形で行動を制限すること（委縮効果）のないように分かりやすく条例の対象とすべき性暴力を定義する必要があると考えます。三重県の条例ではどのような行為を性暴力と定義すべきかお考えをお聞かせください。

### 他県条例の状況

県名	性暴力の定義
福岡県	<ul style="list-style-type: none"><li>● 性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントその他特定の者の身体または精神に対し、その者の同意（自由な意思により自発的に与えられるものをいう。）がなく行われる性的な行為（強要されたもの及び対等の関係にない、又は同意に関する判断が困難な状況で行われるものを含む。）であって、その者の性的な問題を自ら決定する権利またはその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益を侵害する行為をいう。（第2条第2項第4号）</li><li>● 学校、スポーツ施設、公共交通機関その他不特定若しくは多数の者が利用し、又は出入りする場所において、性的な意図をもって、同意を得ることなく、かつ、正当な理由がなく、人の姿態又は部位を撮影する行為も性暴力であり、（以下略）（第4条第2項第5号）</li></ul>
茨城県	<ul style="list-style-type: none"><li>● 性犯罪、配偶者等暴力、セクシュアル・ハラスメント、デジタル性暴力その他の特定の者の身体又は精神に対する性的な行為又はこれに準ずる行為であって、その者の意に反して、又はその者の同意があっても対等ではない関係において行われることにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関し、その者の身体、精神、名誉、尊厳その他その者の権利利益を害するものをいう。（第2条第1項第1号）</li><li>● デジタル性暴力 その者の意に反して、又は同意があっても対等ではない関係において、その者に係る性的な画像その他を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)を作成し、保存し、第三者に提供し、その他当該電磁的記録の利用により、その者の日常生活又は社会生活に不利益を及ぼすことをいう。</li></ul>

## (議題1) 第1章 総則について

### (2) 性暴力の定義

#### 第1回懇話会での主な意見

- セクシュアル・ハラスメントも性暴力・性犯罪の中に入ると認識されたい。
- デジタル性暴力など幅広く性被害があるなかで、条例では性暴力をどういう形で考えているのか。議論の中心が刑法の性犯罪規定になってしまうようでは、知事が言われるような「防止」には役立たないのではないかと。どこに焦点をあてるのかを定義と関係づけて議論していく必要がある。
- アメリカの疾病予防管理センターが2017年に「被害者の自由意思に基づく同意なしに、あるいは同意や拒否できない相手に対して他者によって行われる、あるいは行われようとする性的行為」と定義している。
- 接触型（痴漢、わいせつ行為、レイプ等）と非接触型（のぞき、露出、性的姿態の撮影等）は、必ず定義の中に含まれるべき。
- 大学生に聞くと、ハラスメントや痴漢を性暴力と認識していないこともあるので、きちんと定義の中に含む必要がある。
- デジタル性犯罪という形で、あまりまだ明確な定義がないが、様々なオンラインを用いた盗撮や性的画像の撮影・拡散、性的画像の送信要求、性的画像の送り付け、脅迫などがある。問題になっているSNS性犯罪では、グルーミングや懐柔といった手法を用いて性的勧誘が行われ性暴力被害に至っている。
- 長期反復する加害として、配偶者性暴力だけでなく、デートDV等、配偶者になる前の交際段階のものも含まれていく必要がある。
- 性的虐待は性暴力の中に入るが、家庭内で起こる非常に侵襲性の高い深刻な被害であるので、文言として入れたほうがよい。
- 福岡県の性暴力の定義について「性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益」とあるが、この「名誉」という言葉はあまりふさわしくないと思う。「名誉」では、その人の名誉ではなく、家族の名誉を損なったとして被害者が排斥されることも過去にあったため、「名誉」ではなく「尊厳」という言葉を入れてほしい。

# (議題1) 第1章 総則について

## (3) 条例で規定する各主体の責務又は役割

### 論点

- ① 福岡県、茨城県の条例では県の責務の他、県民、市町村、医療機関、事業者に責務や役割、取組について規定しています。これらの他に規定すべき主体・責務等があればそのお考えをお聞かせください。

### 他県条例の状況

県名	県	県民	市町村	医療機関	事業者
福岡県	<b>【責務】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、関係団体との連携体制の整備</li> <li>被害の早期発見・早期対応</li> <li>根絶に向けた総合的な施策を講じる</li> <li>性暴力の根絶、被害者支援を行う民間事業者への支援</li> </ul>	<b>【責務】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力、被害者に関する理解</li> <li>二次被害を発生させないよう配慮</li> <li>県及び市町村の取組への協力</li> </ul>	<b>【責務】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備</li> <li>性暴力根絶に向けた取組の推進とともに、住民への理解促進</li> </ul>	<b>【取組】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーの配慮</li> <li>証拠資料採取への協力</li> <li>被害に伴う疾病の予防及び治療</li> <li>心身に受けた被害の回復支援</li> </ul>	<b>【責務】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町村等の施策への協力</li> <li>性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他必要な措置（努力義務）</li> <li>性被害又は二次被害を申し出た者への適切な対応</li> </ul>
茨城県	<b>【責務】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力の根絶、性暴力被害の支援に向けた施策の策定及び実施</li> </ul>	<b>【役割】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力、被害者に関する理解</li> <li>二次被害を発生させないよう配慮</li> <li>県及び市町村の取組への協力</li> </ul>	<b>【役割】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力の根絶、被害者支援に関する取組推進</li> <li>住民への理解促進</li> </ul>	<b>【役割】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護への配慮</li> <li>医療上の措置、証拠保全への協力</li> <li>心身に受けた被害の回復支援に関する情報提供</li> </ul>	<b>【役割】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害防止、二次被害防止</li> <li>県及び市町村等の施策への協力</li> <li>性暴力が発生しにくい就労環境の整備</li> <li>性被害又は二次被害を申し出た者への適切な対応</li> </ul>

### 第1回懇話会での主な意見

- 性暴力の定義を理解し、ケアに必要なトラウマインフォームドケア（トラウマを理解した関わり）を多くの人ができるようになって初めて差別、偏見から解放されるため、「**性暴力の理解**」は必要。
- 県がリーダーシップを取り、市町村、事業者、県民も一緒に進めるというような形を明確に示すなら、**きちんと誰が何をやるかというのを理念に打ち出して**、条例に結び付けていくのがよい。

## (議題2) 第3章 基本的施策について

資料2

### 論点

- ①性暴力被害者等への支援及び潜在的な被害者への支援に関して、どのような施策が必要かお考えをお聞かせください。
- ②性暴力被害の防止や性暴力のない社会の実現に向けた施策（教育・啓発等）について、どのような施策が必要かお考えをお聞かせください。
- ③加害者の再犯防止対策に関して、どのような施策が必要かお考えをお聞かせください。

### 他県条例の状況

県名	被害者等支援	性暴力被害の防止・性暴力のない社会の実現	加害者の再犯防止対策	新たな課題への対応
福岡県	① 性暴力被害者支援に関する総合的な窓口（支援センター）の設置	<p>&lt;教育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公立学校：児童・生徒への発達段階に応じた性暴力根絶・性暴力被害者の支援に関する総合的な教育（努力義務）</li> <li>② 私立学校：公立学校に準じた教育（努力義務）</li> <li>③ ①②の教育は県が派遣する専門的な知識・経験を有する専門家により行う</li> </ul> <p>&lt;研修&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 性暴力対策従事者に対する専門的な研修の実施</li> <li>② 県職員への研修、市町村職員、大学の学生等に対する研修機会の提供</li> </ul> <p>&lt;広報・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① あらゆる機会を活用した広報・啓発活動による条例の趣旨の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 再犯防止のための専門プログラム、治療を受けるための支援</li> <li>② 指導プログラム、治療の公費負担</li> <li>③ 加害者等からの相談窓口の設置（被害者へ配慮規定）</li> <li>④ 住所等の届出義務</li> <li>⑤ 届出を怠った者に対する過料</li> </ul>	① 同意を得ることなく性的な意図を持って撮影する行為の未然防止に係る措置
茨城県	① 性暴力被害者支援に関する総合的な相談体制の整備	<p>&lt;教育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公立学校：在籍児童と保護者に対する総合的な教育（努力義務）</li> <li>② 国立、私立学校：公立学校に準じた教育</li> </ul> <p>&lt;研修&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 性暴力対策従事者に対する専門的な研修の実施</li> <li>② 教育従事者に対する研修の実施等必要な措置</li> </ul> <p>&lt;広報・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県民の理解と関心を深めるための広報・啓発活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 再犯防止のための専門プログラム、治療を受けるための支援</li> <li>② 指導プログラム、治療の公費負担</li> <li>③ 加害者等からの相談対応</li> <li>④ 住所等の届出義務</li> </ul>	① デジタル性暴力の根絶に向けた研修、その他の施策

## (議題2) 第3章 基本的施策について

### 第1回懇話会での主な意見

- 日本の法制度は、この分野は未整備で大変遅れている。根拠法もないまま、ワンストップ支援センターを運営せざるを得ない状況であり、だいぶ厳しい状況に置かれ、予算がつけられないという自治体の声もある。
- この条例が各地に広がっていくための先駆的なケースとして、被害者支援、回復支援、加害者対策を盛り込んだ条例が作られればよい。
- 未成年者、若年成人、セクシュアルマイノリティの人や、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の対象になるような困難な問題を抱える女性たち、外国籍の方など、より被害にあいやすい人を特定して、特性に合わせた支援を、条例制定時から考えていく必要があるのではないか。
- 性犯罪・性暴力というのは、カウントされないまま眠ってしまっている。消されてしまった性犯罪・性暴力は、この三重県にも沢山あるのではないか。その被害者たちが声を上げられるかどうか、この条例で考えてもらいたい。
- 被害者が声を上げるのに、30年かかったことには理由がある。被害を忘れていたわけではない。被害者が声を上げるのには時間がかかる。今起こっている問題は絶対解決しないといけないし、防止もしなくてはならない。しかし、被害後に何年も心身を病んでいる人のケアをどうするかということもぜひ考えてほしい。
- 声を上げた人だけが被害者ではなく、声を上げられない人にどれだけアプローチできるか考えないといけない。どういう制度枠組みを作っていくか、この条例の検討対象にできたらよい。
- 条例の内容については、他の関連する条例ではカバーできない部分を規定してはどうか。
- 声を上げられない背景には、無理解、偏見、差別といった意識の問題があるため、大変な壁にぶつかってしまうというのが現実ではないか。
- 「機運の醸成」の前に、基本的な理解がそもそもできているか、無理解をどうやって克服していくかというところも検討されたい。



### 3 三重県消費者施策基本指針の改定について

#### 1 指針改定の趣旨

現行の三重県消費者施策基本指針（以下「基本指針」という。）の計画期間が令和6年度末で終期を迎えること、消費者を取り巻く社会状況の変化に的確に対応する必要があることから、今年度中に「基本指針」を改定します。

#### 2 指針改定の基本的な考え方

全国的に、高齢者人口の増加や高齢者世帯の単身化の進行、デジタル技術の革新などにより消費者を取り巻く環境に著しい変化が生じてきていることに加え、本県においては、外国人住民数が過去最高となるなど社会状況は複雑化してきています。

現在、国において「消費者基本計画」の改定が進められており、その内容をふまえるとともに、本県の社会状況の変化に対応していくため、現行の指針を改定します。

(1) 名称 「三重県消費者施策基本計画（仮称）」に改めます。

(2) 計画期間 令和7年度～令和11年度（5年間）

(3) K P I の設定

消費者施策を計画的に推進するため、新たにK P Iを設定します。

なお、K P Iの項目については、国や他県の計画をふまえ、検討します。

#### 3 三重県消費者施策基本計画（仮称）骨子案の概要

「基本指針」の改定に向けた基本的な考え方や今後の消費者施策に必要な取組の方向性について、令和6年8月開催の第1回三重県消費生活対策審議会（以下「審議会」という。）において審議いただき、骨子案として取りまとめました。

(1) 骨子案

別紙のとおり

(2) 主な見直しポイント

- ・増加する高齢者への消費者教育の推進
- ・カスタマーハラスメント防止に向けた消費者教育の実施
- ・複雑化する各種相談に適切に対応できる相談体制の整備（DX化）
- ・外国人住民向け消費者講座の強化

#### 4 今後のスケジュール

審議会およびパブリックコメント等での意見をふまえ、今年度中に「基本指針」を改定します。

令和6年10月 環境生活農林水産常任委員会（骨子案の説明）

11月 第2回審議会（中間案の審議）

12月 環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）

パブリックコメントの実施

令和7年 2月 第3回審議会（最終案の審議）

3月 環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）

計画策定（公表）

(参考) 第1回審議会での主な意見

- ・ 県民のための計画を改定するので、三重県独自の実態や特徴をふまえた重点目標を設定した計画に改定するべきではないか。
- ・ 消費生活相談についてもDX化を推進することが必要である。また、DX化すればすべて解決するわけではなく、相談員の資質の向上も同時に必要である。
- ・ 市町で相談対応が完結できるよう、市町の相談体制等を充実させてほしい。

指針改定の趣旨

三重県消費者施策基本指針は、消費者基本法第4条「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有する」及び三重県消費生活条例第3条「県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な消費者施策を策定し、及びこれを実施するもの」に基づき、消費者施策を計画的に展開していくために策定

- 平成19年3月 第1次指針策定
■平成27年3月 第3次指針より第2項「自主的かつ合理的な消費活動への支援」を「消費者教育推進計画」として位置づけ
■令和7年3月 第4次指針終期予定
■令和7年3月 第5次計画策定（名称の変更（「指針」⇒「計画」）；KPIの新たな設定等）

社会状況の変化

【全国の動き】

- 民法改正による成年年齢引き下げにより18,19歳の若年者が保護対象外となった
●持続可能な社会の実現やエシカル消費の実践に向けた機運の高まり
●スマートフォンを保有している世帯の割合は、平成26年度では64.2%であったが、令和5年度には90.6%まで増加し、個人での保有割合も78.9%と増加傾向

【三重県の消費者の状況】

- この15年間で、高齢者（65歳以上）人口が倍増（500,000人突破）、高齢者のみ世帯（約80,000世帯：約70%増）高齢者単身世帯（約35,000世帯：約66%増）も大幅増
●令和5年12月末時点の外国人住民数は、62,561人と過去最多を更新（県内総人口に占める外国人住民の割合：3.56%）

指針改定の基本的な考え方

現行指針の成果や課題を整理し、残された課題や社会情勢の変化、新たな課題への対応を加え、その取組方針を策定するため三重県消費生活対策審議会へ諮問するとともに、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を聴きながら、改定を行う。

めざす姿

- ①消費生活に関する正しい知識を得て、商品やサービスを自主的かつ合理的に選択・利用できるよう、世代に応じた消費者教育や啓発の取組が充実している。
②消費トラブルに遭った場合でも、誰もが利用しやすい相談体制が構築されている。

【新規】KPIを設定

次期計画での取組の方向性

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援（消費者教育推進計画）

- ①青少年への出前講座の実施促進や教職員の消費者教育にかかる指導力向上
②高齢者への出前講座等の実施促進
③地域リーダーの育成及び経済団体等への働きかけ
④【新規】金融広報委員会と連携した金融教育
⑤【新規】カスタマーハラスメント防止に向けた消費者教育及び啓発の実施
⑥学校教育における学習機会の提供や環境フェアへの出展を通してエシカル消費の普及啓発促進

◆現行指針の基本施策

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援（消費者教育推進計画）

【これまでの取組】

- 子どもから高齢者までの各世代に向けた出前講座を実施
●成年年齢引き下げに伴い、高校生等を対象に家庭科授業での消費生活に関する内容の充実や消費トラブル事例の周知・啓発
●消費者教育コーディネーターの配置
●環境への配慮や食品ロス削減、人や社会に配慮した消費活動の促進

◆現行指針の課題

【課題】

- ①18,19歳からの儲け話（副業）や美容（脱毛エステ）等に関する相談が依然として高位
②60歳以上からの相談が全体の約4割と高位
③教育機関のみならず、地域や職場での消費者教育の実施
④投資詐欺等に騙されないための金融リテラシー向上
⑤カスタマーハラスメントの防止
⑥エシカル消費の認知度が約10%と低位

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

【これまでの取組】

- 食の安全・安心、製品等の安全、取引の安全を確保し、表示の適正化を図るため、事業者に対する立入検査や研修を実施

【課題】

- 消費者に誤解を招く不適切な表示や家庭用品等による健康被害などが依然として存在

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

- ➡事業者の監視・指導を行うほか、消費者に対して、商品・サービス等についての信頼性の高い、十分な情報を提供

第3項 消費者被害の防止・救済

【これまでの取組】

- 12市5町において専門の消費生活相談員を配置（伊勢市は3市3町による広域連携による相談体制を整備）
●MieColによる11言語に対応した外国人向け相談体制
●多重債務者サポート体制の確保

【課題】

- ①市町における相談体制の充実（消費者安全確保地域協議会設置自治体は3市1町のみ）
②複雑化する各種相談への適切かつ迅速な対応
③外国人住民の増加に伴い、外国人からの相談が増加

第3項 消費者被害の防止・救済

- ①市町における消費者安全確保地域協議会の設置や広域連携等も含めた消費生活センターの設置促進
②【新規】相談体制のDX化、相談員の確保及び資質の向上
③外国人向け出前講座の開催を促進

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

【これまでの取組】

- 市町へ交付金活用や消費者施策の充実に向けた働きかけ
●国民生活センター等が開催する専門研修に相談員等を派遣し、より専門性の高い人材を育成

【課題】

- 市町における消費者施策の取組にかかる情報発信力及びイベント等における集客力が低迷

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

- ➡消費者月間などにおいて、県と市町で啓発イベント（大型商業施設での街頭キャンペーン等）を共同で開催



## 4 令和6（2024）年版 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン 年次報告書について

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「差別解消条例」という。）第11条第5項に基づき、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（計画期間：令和2年度～令和5年度）に掲げる各施策の令和5年度の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

### 1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

#### （1）令和5年度の主な取組

人権が尊重されるまちづくりに取り組む県内の企業、住民組織、団体等を対象に活動状況を調査し、県ホームページ等で情報発信するとともに、自治会等が開催する研修会へ講師を派遣しました。

#### （2）令和6年度以降の主な取組

差別を解消し、人権が尊重されるまちづくりが県内全域に広がるよう、住民、企業、NPO等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行い、活動を促進します。

また、県民や各種団体からの依頼に応じ、職員が人権学習会等の講師を務めるとともに、市町と連携した啓発に取り組みます。

### 2 人権意識の高揚のための施策

#### （1）令和5年度の主な取組

人権意識の高揚を図るため、広報紙、テレビ・ラジオ、ホームページ等による啓発や講演会・研修会等を開催しました。

#### （2）令和6年度以降の主な取組

さまざまな人権課題について、より多くの県民に啓発の機会を提供できるよう、スポーツ組織と連携した人権啓発イベントや、商業施設や地域のイベントにおける移動人権啓発等を実施します。

### 3 人権擁護と救済のための施策

#### （1）令和5年度の主な取組

県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、各種相談事業に従事する相談員等に対し、人権に配慮した相談対応ができよう、資質向上を図る講座を開催しました。また、差別解消条例に基づく申立てを2件受け、うち1件について説示を実施しました。

#### （2）令和6年度以降の主な取組

差別解消条例に基づき、県人権センターをはじめとした各相談機関が連携して人権問題に係る相談に対応するとともに、県人権センターにおいて、SNS人権相談窓口を開設し、より相談しやすい体制を構築します。

また、不当な差別に係る紛争の解決を図る取組を進めます。

## 4 人権課題のための施策

### (1) 令和5年度の主な取組

#### 【同和問題】

同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民人権講座において、部落差別をテーマに講演を行いました。

#### 【子ども】

児童相談所や関係機関が安全確認を行う際には、児童本人への対面による観察を徹底するとともに、保育所や学校等に通園・通学していない事案については、見守り頻度を高めました。

#### 【女性】

ジェンダーギャップ解消をめざし、県内企業等で働く若手・中堅女性によるワークショップ「みえ働くサスティナラボ」を実施し、出された意見をまとめた三重県への提言や、企業への提案を行うとともに、先進事例の発表や講演を通じ、県内企業等への横展開を図りました。

#### 【障がい者】

障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されることから、障がい者差別解消啓発推進員を新たに設置し、アウトリーチによる啓発を実施しました。

#### 【高齢者】

家庭や介護施設等での高齢者虐待を防止するため、市町や介護施設の職員を対象とした権利擁護研修等を実施しました。

#### 【外国人】

外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」の運営を行い、11言語で窓口および電話による相談に応じるとともに、必要な情報を提供しました。

#### 【患者等】

HIV感染症・エイズ、ハンセン病や難病等に対する正しい知識の普及を図るため、パネル展、街頭キャンペーンの実施や、ホームページ、広報紙等による情報発信を行いました。

#### 【犯罪被害者等】

犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、加害者に対する損害賠償請求に関する支援として、新たに「三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金」制度の創設に向けて取り組みました。

#### 【インターネットによる人権侵害】

インターネット利用者に対して直接働きかけるSNS広告を通じて、差別的な書き込みの未然防止を図りました。

#### 【さまざまな人権課題】

県人権センターアトリウムにて、年間を通じてさまざまなテーマで各種パネル展を実施しました。

### (2) 令和6年度以降の主な取組

人権課題が多様化・複雑化していることから、国や市町、関係機関等とも連携し、課題の把握に努めるとともに、さまざまな人権に関わる課題を解決していくため、人権施策の着実な推進に努めていきます。

## 5 数値目標の達成状況について

目 標 項 目		2022 年度 上：目標値 下：実績値	2023 年度 上：目標値 下：実績値	目標達成 状況
プラン全体	人権が尊重されている社会 になっていると感じる県民 の割合（※1）	42.8%	43.8%	70.5%
		42.8%	30.9%	
人権が尊重され るまちづくり	地域における「人権が尊重さ れるまちづくり」研修会の受 講者数（※2）	1,500 人	1,500 人	100%
		778 人	2,246 人	
人権意識の高揚	人権研修等を受講した県民 が、人権尊重の視点で行動し ようと感じた割合（※3）	100%	100%	98.0%
		98.5%	98.0%	
	人権学習によって人権を守 るための行動をしたいと感 じるようになった子どもの 割合（※4）	89.5%	92.1%	100%
		93.1%	94.1%	
人権擁護と救済	人権に関わる相談員を対象 とした資質向上研修会受講 者が、研修内容を今後の業務 に生かしたいと感じた割合 （※5）	100%	100%	99.0%
		96.8%	99.0%	

## 【数値目標の説明】

- ※1 「e-モニターアンケート」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて団体が実施した「人権が尊重されるまちづくり」研修会の受講者数
- ※3 県民を対象とした人権研修等のアンケート調査において、「人権を大切に作る行動をしていこう」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合
- ※4 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合
- ※5 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケート調査において、「研修内容を今後の業務に生かしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合



## 5 令和6（2024）年版 三重県男女共同参画年次報告書について

「三重県男女共同参画推進条例」第12条および「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」第10条の規定に基づき、「第3次三重県男女共同参画基本計画」（計画期間：令和3年度～12年度）に係る施策の令和5年度実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

### 1 基本方向Ⅰ 職業生活における女性活躍の推進

#### 【主な取組実績（令和5年度）】

- ・ジェンダーギャップ解消に向け、働く女性の目線で、「こうすればもっと暮らしやすい！働きやすい！」をテーマに、グループワーク「みえ働くサスティナラボ」（グループワーク参加企業：15社28名）を実施し、「ジェンダーギャップ解消フォーラム」において、県への提言や、企業への提案を行うとともに、基調講演や先進事例の発表を通じ、県内企業等への横展開を図りました（参加者数：151名）。
- ・女性が活躍できる職場づくりに向け、常時雇用労働者数100人以下の県内企業に対して専門アドバイザーを派遣し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援（支援数：7社）するとともに、県内企業・団体に構成する「女性の活躍推進三重県会議」等と連携し、企業の取組促進を図りました（令和5年度末合計：603団体）。

重点事項の目標項目	目標値	実績値
「女性活躍推進法」に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数100人以下の団体数	397 団体 (令和5年度)	429 団体 (令和5年度)

#### 【今後の主な取組方向（令和6年度以降）】

- ・働く場におけるジェンダーギャップの解消や女性活躍の推進に向けて、管理職への登用、長時間労働をはじめとする男性中心型労働慣行の見直し、仕事と子育て・介護の両立、誰もが能力を発揮できる環境の整備などの取組をさらに進めていく必要があります。
- ・「みえ働くサスティナラボ」での提言・提案等をふまえ、県内企業と連携し、企業等のトップやリーダー層の意識啓発、企業等における職場環境づくりの支援、働く女性のロールモデルとの交流会等、さまざまな取組を実施していきます。

### 2 基本方向Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備

#### 【主な取組実績（令和5年度）】

- ・県の審議会等において、女性委員の割合が委員総数の40パーセント以上60パーセント以下となるよう庁内各部局に働きかけるとともに、女性の割合が低い県の審議会等の改選の際には、女性人材に関する情報の伝達、事前協議をするなど女性委員の選任を働きかけました。

- ・ 県民の皆さんの男女共同参画意識の向上を図るため、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画フォーラムをはじめ各種講演会や講座を開催しました（主な講演会 令和5年4月：763名参加、令和6年3月：244名参加）。

重点事項の目標項目	目標値	実績値
県・市町の審議会等における女性委員の割合	31.2% (令和7年度)	28.8% (令和5年度)
管理職に占める女性職員の割合	16.0% (R7.4.1)	14.4% (R5.4.1)
性別による固定的な役割分担意識持つ県民の割合	20.1% (令和5年度)	19.1% (令和5年度)

### 【今後の主な取組方向（令和6年度以降）】

- ・ 県や市町等の審議会等の政策・方針決定過程への女性の参画や女性職員の管理職への登用を推進するとともに、男女共同参画および性の多様性に関する社会の理解に向けて意識の普及や教育等の取組を推進していく必要があります。
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方が浸透するよう、各種講演会や講座の開催などをおして一層の普及啓発に取り組みます。

## 3 基本方向Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の実現

### 【主な取組実績（令和5年度）】

- ・ 性の多様性への理解や環境づくりが進むよう、県民向けに演劇（記録映像）の上映等の啓発イベントの開催、企業向け研修会を実施するとともに、性の多様性に関する悩み等への電話・SNS相談（みえにじいろ相談）、当事者等の交流会を実施しました（啓発イベント：101名参加、企業向け研修：38名参加）。また、三重県パートナーシップ宣誓制度の利用先を拡充するとともに、さまざまな機会に周知を図りました（宣誓数：63組）。
- ・ 「みえ防災・減災センター」において、みえ防災塾の基礎コースとして防災・減災に関する学習を行い、みえ防災コーディネーターを育成（認定）するとともに、「医療・看護」「保健・福祉・介護」分野で活躍する専門分野の人材を対象としたオンライン防災研修を実施し、女性防災人材の育成を図りました（みえ防災塾・基礎コース 認定者数：45名（うち女性21名） 専門職防災研修 修了者数：22名（うち女性15名））。
- ・ 性犯罪・性暴力被害者の支援のためのワンストップ相談窓口「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、電話・SNS相談、病院への付添支援、心理的カウンセリングなど、被害者に寄り添った支援を実施したほか（相談件数：497件）、小中高等学校等への「よりこ」の啓発チラシの配布、コンビニへの広報ステッカーの掲示等を実施しました。

重点事項の目標項目	目標値	実績値
性の多様性に関する取組方針をもとに施策を推進する市町数	29 市町 (令和7年度)	26 市町 (令和5年度)
女性防災人材の育成人数（累計）	500 人 (令和7年度)	544 人 (令和5年度)
「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の認知度	30.0% (令和5年度)	9.5% (令和5年度)

#### 【今後の主な取組方向（令和6年度以降）】

- ・性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、誰もが参画・活躍できる環境の整備、家庭・地域における活動や健康づくり、男女共同参画を阻害する暴力根絶等に対する取組を推進する必要があります。
- ・性の多様性を認め合う環境づくりに向け、研修会等を開催し、県民や企業等の理解を促進します。また、電話・SNS相談や交流会など相談しやすい環境を整備します。
- ・男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアル作成の取組を、あらゆる機会をとらえて周知を図る必要があります。
- ・多様化する性犯罪・性暴力被害者のニーズに的確に対応するため、相談・支援体制の強化とともに、子どもおよびその保護者等を対象に、子どもの性被害に関する知識の周知・啓発に取り組みます。さらに、性犯罪・性暴力根絶に向けて、条例制定の取組を進めていきます。



## 6 令和6（2024）年版 三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす年次報告書について

「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例」（以下「条例」という。）第6条第4項に基づき、「第3次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）に係る各施策の令和5年度の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

### 1 施策ごとの取組状況等

#### （1）飲酒運転防止について

##### ①令和5年度の主な取組

- ・三重県交通安全県民運動実施要綱の重点目標の一つに「飲酒運転等の根絶」を掲げ、関係機関・団体と連携し、広報啓発活動、飲酒運転違反取締り、ハンドルキーパー運動の普及などに取り組みました。
- ・安全運転管理者講習を受講した企業等による飲酒運転防止教育が実施されるなど、関係機関・団体において、事業内容に応じ、飲酒運転根絶に向けた取組が主体的に行われました。

##### ②令和6年度以降の取組方向

- ・飲酒運転を防止するためには、人身事故や飲酒運転の傾向をふまえた啓発等により、規範意識の定着を図る必要があります。
- ・四季の交通安全運動における啓発やハンドルキーパー運動の推進等に加え、チラシ・ステッカー等を作成して酒類販売店や飲食店等で掲出するなど、場面に合わせた啓発を行います。
- ・飲酒運転が増加する傾向にある年末年始に向け、実写ドラマ仕立てで作成した動画をテレビのWeb配信サービス等を活用して配信するとともに、ラジオによる広報等を重点的に推進します。
- ・警察本部においては、飲酒運転による人身事故や飲酒運転違反の実態をふまえ、時間帯や場所等に重点を置いた飲酒運転の取締り強化に努めていきます。
- ・令和6年11月1日に施行される自転車の酒気帯び運転の罰則新設について周知を図ります。

#### （2）教育機関等による教育について

##### ①令和5年度の主な取組

- ・教育委員会においては、教職員に飲酒運転根絶をめざす教育の必要性を説明し、児童・生徒に飲酒運転根絶に関する指導を行いました。
- ・交通安全教育実施機関での年齢に応じた交通安全教育や警察本部による運転免許取得時講習等を通じて、飲酒運転防止教育を実施しました。
- ・三重県小売酒販組合連合会においては、県内の大学、短期大学等の入学に合わせてリーフレットを配布し、アルコール依存症等の知識の普及や飲酒運転との関係性について周知しました。

## ②令和6年度以降の取組方向

- ・飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性・危険性について正しい知識を習得できるよう、幼少期から発達段階に応じた教育を継続して行う必要があります。
- ・教育委員会における児童・生徒への指導や交通安全教育実施機関における交通安全教育、警察本部による運転免許取得時講習等の実施により、アルコール依存症等に関する正しい知識を普及し、飲酒運転根絶意識の向上を図ります。

## (3) 飲酒運転の再発防止について

### ①令和5年度の主な取組

- ・県に設置している「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」では、102件の相談を受理し、専門の相談員が飲酒運転違反者や家族に対して適切な助言指導を行うとともに、アルコール依存症に関する受診を促し、再発防止に努めました。
- ・警察本部においては、運転免許取消処分者講習等における飲酒運転再発防止のための運転者教育や講習指導員に対する研修により、飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

### ②令和6年度以降の取組方向

- ・飲酒運転の再発防止には、違反者本人が「二度としない」といった強い自覚を持つことと、家族や周囲の者の協力により、飲酒運転を未然に防止する環境を整えていくことが必要です。
- ・相談窓口において受診促進を図るとともに、各相談窓口等の積極的な情報提供や適切な助言指導を行います。
- ・講習実施機関の指導員に対し、適切な講習・指導が行われるよう働きかけます。

## (4) 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者について

### ①令和5年度の主な取組

- ・違反者のアルコール依存症に関する受診率の向上を図るため、受診通知後60日を過ぎても報告がない者に行う勧告に加えて、勧告後40日を過ぎても報告のない者に対する再勧告を令和3年度から継続して実施しました。
- ・専門的な検査を行う指定医療機関を35機関に拡充するなど、受診しやすい環境づくりに努めました。

### ②令和6年度以降の取組方向

- ・令和元年実施の「指定医療機関で受診した飲酒運転違反者の状況調査」の結果によると、違反者の67%にアルコール依存症またはその疑いがあることから、早期受診を促し、治療につなげることでアルコール依存症等からの回復を図ることが、飲酒運転の再発防止効果が高いと考えられます。
- ・継続して相談窓口で受診を促すほか、保健所等においてアルコール依存症に関する相談を受理した場合には、アルコール専門医療機関と連携して支援を行い早期治療につなげていきます。
- ・指定医療機関の更なる拡大を図り、受診しやすい環境を整備するとともに、関係機関・団体と連携し、アルコール健康障害やアルコール関連問題の知識の普及・啓発と理解の促進に努め、飲酒運転根絶意識の向上を図ります。

## 2 令和5年度の数値目標の達成状況について

基本目標である「飲酒運転による人身事故件数」は、平成19年9月施行の道路交通法の一部改正による罰則強化で減少し始め、平成25年7月の条例施行以降も減少傾向にあり、令和5年は32件と前年に比べ10件の減となりましたが、目標を達成できず、依然として厳しい状況となっています。5つの活動目標については、達成することができました。

目標項目	目標値	実績値	目標達成状況
<b>基本目標</b>			
飲酒運転による人身事故件数	23件以下	32件	0.72
<b>活動目標</b>			
ハンドルキーパー推進店等の指定等	700店以上 (事業所)	917店 (事業所)	1.00
企業等における社内教育の実施	1,500回以上	1,575回	1.00
各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率	100%	100%	1.00
飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率	100%	100%	1.00
飲酒運転違反者の受診率	48%以上	58.6%	1.00



## 7 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について（中間案）

### 1 検討状況等

県は、令和2年4月から「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）を運用していますが、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「法」という。）の施行により、土砂災害の未然防止に係る規制の重なりが生じたことから、令和6年7月4日に「三重県環境審議会」（以下「審議会」という。）へ条例の規制のあり方について諮問し、審議会において「土砂条例部会」（以下「部会」という。）が設置されました。

部会の検討結果と審議会の意見をふまえ、中間案（別冊1）を取りまとめました。

### 2 中間案の概要（別紙）

#### （1）課題

- ・法では、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点で、全国一律の基準が定められたため、条例と規制の重なりが生じたことから整理が必要。
- ・法では、土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（以下「土砂基準」という。）による規制が行われないため、一定規模以上の土砂等の埋立て等については、条例で土砂基準に適合しているか確認が必要。

#### （2）改定の主な内容

##### （ア）土砂災害の未然防止に関する規定

- ・法の規制区域内における盛土および一時堆積は、条例の「形状及び構造上の基準」（以下「構造基準」という。）を適用しない。
- ・宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等として法で定められた行為は、条例の構造基準を適用しない。
- ・四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立てには、条例の構造基準を適用しない。

##### （イ）土砂基準の確認に関する規定

- ・法の規制区域内で土砂等の埋立て等を行おうとする者は、土砂等の埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事に届け出なければならない。
- ・届出を行う者は、届出に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、届出書の内容を周知するための説明会の開催等を行わなければならない。
- ・届出を行った者は、土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に埋立て等区域外への排水の水質調査および土壌の汚染状況の調査を行い、調査結果を知事に報告しなければならない。

(ウ) 雑則、罰則等

- ・ 鉱山保安法の規定による届出に係る工事等に関して、条例の許可および届出の対象から除外する。
- ・ 条例の届出義務等に違反した者に対しても罰則を科すことができる制度とする。

3 今後のスケジュール（案）

令和6年10月～11月	パブリックコメント、市町への意見照会等
11月	土砂条例部会（最終案の検討）
12月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明） 三重県環境審議会（最終案の審議、答申）
令和7年2月	定例会会議 改正条例案提出

<p><b>課題</b></p>	<p>○「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）」では、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点で、全国一律の基準が定められたため、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）」と規制の重なりが生じている。 ○法では、土砂基準※1による規制が行われないため、一定規模以上の土砂等の埋立て等については、条例で土砂基準に適合しているか確認する必要がある。</p>
<p><b>改定する内容</b></p> <p>雑則、罰則等</p>	<p><b>土砂災害の未然防止に関する規定</b></p> <p>①<b>形状及び構造上の基準の適用範囲</b> 次の行為については条例の構造基準※2を適用しないこととする。 ア 法の規制区域内における盛土及び一時堆積 イ 宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等として法で定められた行為（砂利採取法に係る工事等） ウ 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立て（法の規制対象外）</p> <p>②<b>土砂等搬入禁止区域の指定</b> 「土砂等搬入禁止区域の指定」に係る規定については、法の規制区域内においては、適用しないこととする。</p>
	<p><b>土砂基準の確認に関する規定</b></p> <p>③<b>埋立地等の把握</b> 法の規制区域内で土砂等の埋立て等を行おうとする者は、土砂等の埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事に届け出なければならないこととする。</p> <p>④<b>住民への周知</b> 届出を行う者は、届出に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、届出書の内容を周知するための説明会の開催等を行わなければならないこととする。</p> <p>⑤<b>土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制</b> 届出を行った者は、土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に埋立て等区域外への排水の水質調査及び土壌の汚染状況の調査を行い、調査結果を知事に報告しなければならないこととする。</p>
	<p>⑥<b>市町との連携</b> 届出があった場合には関係市町長に通知し情報共有を行うこととする。</p> <p>⑦<b>欠格要件</b> 不適正な土砂等の埋立て等を行うおそれのある者として法に基づき罰金刑以上の刑に処され一定期間を経過しない者を加えることとする。</p> <p>⑧<b>適用除外</b> （許可及び届出を要しない事項） 鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事</p> <p>⑨<b>経過措置</b> 法の規制区域の指定の際に、当該規制区域内において既に行われている盛土等のうち、条例の許可を受けているものについては、法の規制区域の指定日以降も、条例の許可期間内は条例の構造基準を適用する。</p> <p>⑩<b>命令、罰則</b> 届出を行わずに土砂等の埋立て等を行った者に対して、生活環境の保全上の支障を除去するために命令ができることとする。 条例の届出義務等に違反した者に対しても罰則を科すことができる制度とする。</p>

※1 土砂基準…埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準

※2 構造基準…埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止に係る形状及び構造上の基準



## 8 令和6（2024）年度版 三重県サステナビリティレポートについて

県内の環境の状況や環境の保全に関して県が実施した施策等を「三重県環境基本条例」第10条に基づく年次報告書として、「令和6（2024）年度版 三重県サステナビリティレポート」（別冊2）を取りまとめました。

### 1 低炭素社会の構築

#### （1）令和5年度の主な取組

令和5年3月に改定した「三重県地球温暖化対策総合計画」に基づき、県民の皆さん、事業者、市町などさまざまな主体と連携し、温室効果ガス排出削減に向けた取組等を進めています。

具体的には、みえ省エネ家電推進協力店舗と連携した家庭への省エネ家電の普及啓発事業やアドバイザー派遣による県内中小企業等の脱炭素経営支援事業、宅配事業者等と連携した再配達防止事業などに取り組みるとともに、県民の気候変動影響や適応に対する理解を深めるためのセミナー等を開催しました。

#### （2）令和6年度以降の取組方向

国が新たに進めるデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の県内での展開と、その定着を図るため、省エネ家電、電気自動車、省エネ住宅等の社会実装につなげる取組や県内企業への脱炭素経営支援などを行うとともに、県庁の事務事業における温室効果ガス排出削減を着実に進めます。

また、気候変動影響や適応に関する県民の理解を深めるための取組を進めるとともに、「気候変動適応法」の改正に伴う熱中症対策強化に関して、市町と連携して取り組みます。

### 2 循環型社会の構築

#### （1）令和5年度の主な取組

令和3年3月に策定した「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、さまざまな主体との連携を一層強化しながら、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた取組を進めています。

プラスチックのリサイクルの促進および関連産業の振興を図るため、排出事業者等から排出されるプラスチックの性状、量、種類などの情報と、リサイクルを実施するリサイクラーが行う再生方法などの情報について、ICTを活用し、両者のマッチングを行うシステムを構築しました。また、大規模災害によって発生する災害廃棄物を迅速に処理する体制を整備するため、仮置場の設置・運営に係る実地訓練等を通じて災害廃棄物処理に精通した人材の育成に取り組みました。

#### （2）令和6年度以降の取組方向

持続可能な循環型社会の構築を通じて社会的課題を解決するため、事業者、市町と連携した食品トレイの高品質かつ効率的なリサイクル事業の実施に向けた検討等とおして、マテリアルリサイクルの促進を図ります。また、資源循環と経済の好循環を生み出すよう、経営者層や担当者といった階層ごとの人材育成、DXの推進等に取り組みます。

さらに、廃棄物処理の安全・安心を確保するため、PCB廃棄物の確実かつ適正な処分の促進や、ICTを活用した不法投棄の監視指導体制の強化にも取り組んでいきます。

### 3 自然共生社会の構築

#### (1) 令和5年度の主な取組

「三重県レッドデータブック 2015」を改訂するため、県内の野生生物の生息・生育状況の調査を開始し、令和6年度末の発刊を目標に、有識者とともに検討を進めました。

また、生態系ネットワークの形成を促進し、生物多様性を保全するため、令和6年3月に「みえ生物多様性推進プラン（第4期）」を策定しました。

#### (2) 令和6年度以降の取組方向

「三重県自然環境保全条例」や令和6年3月に策定した「みえ生物多様性推進プラン（第4期）」に基づき、引き続き、自然環境の保全や野生生物の保護に取り組んでいきます。

また、森林等の公益的機能の維持増進に向け、森林の整備や県産材の利用を推進するとともに、水産資源の生息環境の保全等の取組を進めます。

### 4 生活環境保全の確保

#### (1) 令和5年度の主な取組

「きれいで豊かな海」の実現に向けては、令和4年10月に策定した「第9次水質総量削減計画」に基づき取組を実施しており、関係部局で構成する「三重県『きれいで豊かな海』協議会」において進捗管理を行いました。

また、広域的な海洋ごみの発生抑制対策を推進するため、令和6年3月に「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」を三県（岐阜県、愛知県、三重県）共同で策定しました。

#### (2) 令和6年度以降の取組方向

「第9次水質総量削減計画」に基づき、下水処理場の栄養塩類管理運転や貧酸素水塊に関する調査・研究などの取組を着実に実施し、引き続き「三重県『きれいで豊かな海』協議会」において進捗管理を行います。

また、新たに策定した「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、実態調査や県民による一斉清掃に取り組むなど、さまざまな主体と連携して伊勢湾流域圏で広域的な発生抑制対策を推進していきます。

### 5 共通基盤施策

#### (1) 令和5年度の主な取組

各施策を推進するための共通基盤施策として、環境保全活動や環境経営の推進に取り組むとともに、事業者による開発が環境に配慮したものとなるよう、環境影響評価を実施しました。

また、県環境学習情報センターにおいては、SDGsや資源循環、環境保全等をテーマとした基礎講座や環境学習指導者養成のための講座などを開催し、県保健環境研究所においては、資源循環や大気・水環境に関する調査研究を実施しました。

#### (2) 令和6年度以降の取組方向

県民の皆さん、事業者、市町などさまざまな主体が環境への取組を自律的かつ持続的に推進していくことができるよう、引き続き、環境講座の開催等により環境教育・環境学習の機会を積極的に提供するとともに、事業者による環境経営の促進や環境影響評価制度の適正な運用に取り組んでいきます。

## 9 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

### 1 趣旨

令和5年度において、環境生活部が所管する公の施設のうち、指定管理者に管理を行わせた施設は次の7施設です。

これらの施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、令和5年度の管理状況を報告します。

### 2 施設の概要及び報告内容

施設の名称	所在地	指定管理者	指定の期間	報告内容
(1) ・三重県総合文化センター(三重県立図書館を含む) ・三重県総合博物館 ・三重県立美術館	・津市一身田上津部田 1234 番地  ・津市一身田上津部田 3060 番地 ・津市大谷町 11 番地	公益財団法人三重県文化振興事業団	令和2年4月1日～令和7年3月31日 (5年間)【5期目】  〔県立図書館、総合博物館、県立美術館については一部業務〕	・令和5年度管理状況報告
(2) 三重県環境学習情報センター	四日市市桜町 3684-11	アクティオ株式会社	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)【4期目】	・令和5年度管理状況報告
(3) みえ県民交流センター	津市羽所町 700 番地 アスト津3階	みえ県民交流センター運営委員会	令和4年4月1日～令和9年3月31日 (5年間)【4期目】	・令和5年度管理状況報告
(4) 三重県交通安全研修センター	津市垂水 2566 番地	一般財団法人三重県交通安全協会	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)【6期目】	・令和5年度管理状況報告

※報告内容の詳細は次ページ以降を参照

## (1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和5年度分）

&lt;県の評価等&gt;

施設所管部名：環境生活部

## 1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む） （津市一身田上津部田 1234 番地） 三重県総合博物館（津市一身田上津部田 3060 番地） 三重県立美術館（津市大谷町 11 番地）
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 伊藤 歳恭 （津市一身田上津部田 1234 番地）
指定の期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化交流ゾーンに係る広報等の業務</li> <li>2 三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス</li> <li>3 文化会館が提供する各種サービス （音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等）</li> <li>4 生涯学習センターが提供する各種サービス （生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等）</li> <li>5 男女共同参画センターが提供する各種サービス （男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等）</li> <li>6 三重県総合文化センターPR事業等</li> <li>7 三重県立図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>8 三重県総合博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>9 三重県立美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>10 三重県立美術館の施設貸出サービス</li> </ol>

## 2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R4	R5	R4	R5	
1 管理業務の実施状況	A	A			サービスや経営効率の向上、組織力の強化、利用者視点からの施設づくりに努めており、総合文化センター事業の着実な実施や施設・設備の的確な維持管理を行っている。
2 施設の利用状況	B	B		—	総合文化センター貸施設利用率は 74.0%（目標 80.0%）、来館者数は 535,618 人（目標 743,000 人）、県立美術館貸施設（県民ギャラリー）利用率は 39.8%（目標 70.0%）と目標を下回ったものの、総合文化センターの貸施設利用率及び来館者数については令和4年度よりも増加した。
3 成果目標及びその実績	B	B			総合文化センター来館者満足度が 95.0%（目標 90.0%）、総合文化センター貸施設利用者満足度が 92.8%（目標 83.0%）となるなど、成果目標は 12 項目中 7 項目の達成となった。

※「評価の項目」の県の評価：  
「+」（プラス）→ 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。  
「-」（マイナス）→ 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。  
「」（空白）→ 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度 サービスの向上を図りながら、センターの各施設の特色を十分に生かした各種事業について、県民ニーズをふまえつつ展開した。成果目標は12項目のうち7項目での目標達成となり、特に来館者・施設利用者や事業参加者の満足度については、高い水準で目標を達成している。また、来館者数や貸施設利用率など目標を達成できなかった項目についても回復傾向にある。 ※図書館の事業部門は指定管理業務に含まれないため、来館者数の目標数値は図書館の来館者数を除く。</p> <p>(2) 残されている課題 事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのネットワークの充実が今後も重要となってくることから、引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 来館者の安心安全を確保しながら利用者のニーズをふまえた取組を実施することで、引き続き来館者・施設利用者や事業参加者の満足度の維持向上などを図る必要がある。</p> <p>(4) その他 (県民ニーズの把握等) ・きめ細かな利用者サービスにより、利用者満足度は令和4年度に引き続き、高い水準を維持している。また、国際規格に対応したISO9001品質管理システムを導入し、質の高いサービス等を提供するとともに、施設利用者や事業参加者、県民へのアンケート等によりニーズを把握し、サービス改善を図っている。 (県民サービス向上等) ・電子マネーの取扱いの継続運用、茶室の設備改良・什器類の充実など、来館者サービスの強化を図っている。 (施設の適正な維持管理の実施) ・来館者数や利用者満足度の向上につながるサービスの提供や、経営効率の向上につながる取組を行っている。 ・計画的な修繕を行って良好な維持管理に努めるとともに、空調に関わる電気・ガスの日々の使用量の点検及び運転方法見直しなど省エネルギー対策にも継続して取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、三重県総合文化センター等の管理者として、概ね適切な実績を残していると評価できるが、施設の利用状況については目標を達成できていないことから、さらなる工夫が必要と考える。 引き続き、多様化する利用者ニーズを的確に把握して具体的事業に結びつけ、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として適切な施設運営を進められることを期待する。</p>
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(令和5年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県文化振興事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 文化交流ゾーンに係る広報等の業務

- ・ 年4回発行している情報誌Mニュースに「Znews(ゾーンニュース)」として、総合博物館、県立美術館、県立図書館の情報を掲載した。
- ・ 総合博物館、県立美術館、県立図書館との連携事業を5回実施した。

② 三重県総合文化センター事業や三重県立美術館の施設貸出サービスに関する業務

施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習センター事業、男女共同参画センター事業等を実施した。5月以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類となり、全館利用率や全館利用者数は前年と比べ回復したものの、コロナ禍以前の状態までは戻らなかった。

- ・ 施設貸出サービス事業(総合文化センター)では、最も利用率が低い茶室の利用率向上を目指し、ポップアップショップ等の開催により施設利用の可能性を広げる取組を行ったほか、使い勝手を向上させるため、設備改良や什器類の充実を行った。また、利用者の安全を確保するため、防災避難訓練等を実施した。
- ・ 文化会館事業では、64事業を予定していたところ、中に2事業を追加したため、66事業を実施した。主なものとしては、「キーウ・クラシック・バレエ『白鳥の湖』」、「横山奏指揮 新日本フィルハーモニー交響楽団」等の芸術性の高い公演、人気シリーズの「ワンコインコンサート」(10回実施)、介護をテーマとした「老いと演劇事業」では先進事例となるような社会包摂の事業を実施するとともに、青年団監修「戯曲アカデミア」等により、本県の将来の文化を担う人材を育成した。
- ・ 生涯学習センター事業では、県内高等教育機関やミュージアムと連携した「みえアカデミックセミナー」(オープニング、公開セミナー15回、移動講座4回)や「みえミュージアムセミナー」(6回、内3回はオンライン併用、内1回はサテライト会場を設置)などの講演・講座等を開催するとともに、各種学習相談への対応、生涯学習関係団体の連携・交流の促進、次世代育成を目的とした「文化体験パートナーシップ活動推進事業」(65校で実施)等に取り組んだ。
- ・ 男女共同参画センター事業では、地域での出前講座「フレンテトーク」(147回)や男女共同参画を推進する基盤をつくるための人財を見つけ、育成する事業「種まきプロジェクト」を実施したほか、電話や面接等による女性相談をはじめ各種相談事業を引き続き実施した。
- ・ 県立美術館の県民ギャラリーについては、24件の利用があり、安心して利用いただけるよう丁寧な説明を心掛けた。
- ・ その他、社会見学(20回実施)や「そうぶんの竹あかり」等のPR事業、レストラン事業、売店事業等の来館者サービス事業を実施した。

③ 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・ 三重県総合文化センターは、開館から29年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから計画的な修繕を行い、利用者の安全・安心の確保を第一に施設及び設備の維持管理に努めた。総合博物館、県立美術館、県立図書館の施設についても、適切な維持管理を行った。
- ・ 照明器具のLED化及び照明・空調の管理徹底、空調に関わる電気・ガスの日々の使用量の点検及び運転方法見直し等の省エネルギー対策を引き続き実施した。

④ 県施策への配慮に関する業務

- ・ バリアフリー化、雇用の機会均等、人権の配慮等の6項目からなる人権尊重基本方針や男女が性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会をめざす男女共同参画推進基本方針等を策定しており、これらの方針等に基づき、利用しやすく快適な施設づくりや主催事業における大ホールの車いす席の優先チケット販売、要約筆記や手話付き事業、職員の育児休暇の取得推進等を実施した。

⑤ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・ 県に準じた情報公開実施要綱を平成12年度に制定しており、これに基づき、開示請求1件に適切に対応した。
- ・ 管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないように、平成17年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

## (2) 施設の利用状況

	令和4年度実績	令和5年度実績	対前年度比
全館利用率	70.5%	74.0%	3.5 ポイント
全館利用者数	498,222 人	535,618 人	37,396 人
文化会館利用率	78.1%	76.9%	▲1.2 ポイント
文化会館利用者数	399,236 人	414,876 人	15,640 人
生涯学習センター利用率	79.9%	76.9%	▲3.0 ポイント
生涯学習センター利用者数	42,528 人	44,672 人	2,144 人
男女共同参画センター利用率	57.5%	69.2%	11.7 ポイント
男女共同参画センター利用者数	56,458 人	76,070 人	19,612 人
三重県立美術館県民ギャラリー 利用率	52.6%	39.8%	▲12.8 ポイント
三重県立美術館県民ギャラリー 利用者数	13,415 人	10,862 人	▲2,553 人

## 2 利用料金の収入の実績

(単位：円)

	令和4年度実績	令和5年度実績	対前年度比
貸出施設収入額	138,527,765	144,779,580	6,251,815
サービス料収入額	3,637,005	4,388,205	751,200
全施設収入額合計	142,164,770	149,167,785	7,003,015

## 3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位：円)

	収入の部		支出の部		
	R4	R5		R4	R5
指定管理料	1,206,791,000	1,236,559,000	事業費	197,779,573	175,670,139
利用料金収入	142,164,770	149,167,785	管理費	1,329,208,112	1,321,191,448
その他の収入	151,051,801	136,848,037	その他の支出	0	0
合計 (a)	1,500,007,571	1,522,574,822	合計 (b)	1,526,987,685	1,496,861,587
収支差額 (a)-(b)	▲26,980,114	25,713,235			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	-
---------	---

## 4 成果目標とその実績

成果目標項目		目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
各施設の 利用者率		以下の基準 値から5年間 で1ポイント増	※5年間の 目標のため、 令和5年 度は参考値			
	文化会館	62.7%	50.4%			
	生涯学習 センター	18.9%	11.7%			
	男女共同 参画セン ター	19.1%	10.8%			
	県立図書 館	37.2%	31.6%			
	総合博物 館	42.6%	28.6%			
	県立美術 館	40.9%	26.8%			
総合博物館・県立美術 館・県立図書館との事 業連携数		5回	5回			
総合文化センター来館 者数(図書館来館者を 除く。)		743,000人	535,618人	総合文化センター来館者満足 度(4段階評価で3以上)	90.0%	95.0%
総合文化センター貸施 設利用率		80.0%	74.0%	総合文化センター貸施設利用 者満足度(4段階評価の4)	83.0%	92.8%
文化会館公演事業入 場率		80.0%	61.0%	文化会館 事業参加者満足度 (5段階評価で4以上)	95.0%	96.7%
生涯学習センター事業 参加者数		18,400人	16,686人	生涯学習センター 事業参加者満足度 (4段階評価の4)	77.0%	84.2%
男女共同参画センター 主催事業参加者数		12,800人	15,500人	男女共同参画センター事業満 足度(4段階評価の4)	81.0%	88.6%
県立美術館貸施設(県 民ギャラリー)利用率		70.0%	39.8%			
今後の取組方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・12項目中7項目の目標達成となった。今後も引き続き、魅力ある事業展開、サービスの向上に努めていく。</li> <li>・公益性と収益性のバランスのとれた経営に努めていく。</li> </ul>				

## 5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R4	R5	
1 管理業務の実施状況	A	A	第5期目の指定管理の4年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行い、サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、利用者視点からの施設づくりに努めた。県立図書館、総合博物館、県立美術館の施設及び設備の維持管理についても適切に実施した。
2 施設の利用状況	B	B	従来からのきめ細かなサービスに加え、茶室の設備改良や什器類の充実を行うなど、利便性の向上に努めたが、総合文化センター貸施設利用率74.0%（目標80.0%）、県立図書館を除く総合文化センター来館者数535,618人（目標743,000人）、県立美術館貸施設（県民ギャラリー）利用率39.8%（目標70.0%）となり、目標値まで届かなかった。
3 成果目標及びその実績	B	B	成果目標12項目中5項目で目標が未達成となったが、各事業等の満足度については、高い水準となり、目標を達成した。

※評価の項目「1」の評価:

- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。  
「B」→ 業務計画を順調に実施している。  
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。  
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」、「3」の評価:

- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。  
「B」→ 当初の目標を達成している。  
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。  
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度 第5期の指定管理の4年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行った。成果目標12項目中7項目の目標達成となったが、総合博物館・県立美術館・県立図書館との事業連携数、男女共同参画センター主催事業参加者数、実施した事業の満足度は、目標を達成した。</p> <p>(2) 残されている課題 事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのさらなるネットワークの構築について、これまで継続的な課題として取り組んできたところであり、今後も推進していく。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 指定管理者として、引き続き成果目標の達成に向けて努めていく。</p> <p>(4) その他 (県民ニーズの把握等) ・ISO9001品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケートの分析や職員の提案等により、高水準な利用者サービスに努めた。また、公演や講座等の事業参加者や貸出施設の利用者に対しても同様にアンケート調査・分析を行い、事業運営や企画に利用者の意見を反映させるように努めた。</p> <p>(県民サービス向上等) ・電子マネーの取扱いの継続運用や、茶室の設備改良・什器類の充実など利用者の利便性向上に努めた。 ・利用者満足度は高い数値を維持しており、お客様・来館者からの高い支持を得ることができた。</p> <p>(施設の適正な維持管理の実施) ・サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。 ・東日本大震災以降、取組を強化している危機管理対策では、図書館等を含めた総合文化センター全体の避難訓練を実施し、大地震発生時の対応能力強化に努めた。 ・県立図書館、総合博物館、県立美術館の施設及び設備の維持管理についても適切に実施した。</p>
--------	---

## (2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和5年度分）

## ＜県の評価等＞

施設所管部名：環境生活部

## 1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町 3684-11)
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野 文孝 (東京都目黒区東山 1丁目5番地4号 KDX 中目黒ビル 6階)
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 環境の保全に関する普及啓発を行うこと 2 環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと 3 環境に関する情報の収集及び提供を行うこと 4 環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること 5 その他（施設等の維持管理及び修繕に関すること等）

## 2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R4	R5	R4	R5	
1 管理業務の実施状況	A	A			県民に開かれた環境教育・環境学習、情報受発信の拠点として各種講座、情報提供、展示等を充実させ、子どもから大人まで幅広く利用できる施設としての役割を果たしている。
2 施設の利用状況	A	B			令和5年度の施設利用者数は20,826人であり、大規模イベントを開催できなかったこと等から目標(32,000人)を下回ったが、講座や社会見学など児童・生徒を中心に環境について学ぶ機会を提供している。また、県民が自発的に行う環境保全に関する活動を促進するため貸室や環境教育教材の貸出を実施している。
3 成果目標及びその実績	B	B			「環境学習地域リーダー養成を目的とした講座受講者数」については、前年度は未達成であったが、オンライン講座の拡充等により受講者が増加したことにより目標(1,500人)を達成し、達成すべき成果目標5項目中、「環境教育参加者数」を除く4項目について目標を達成した。

※「評価の項目」の県の評価:

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

## 総括的な評価

## (1) 成果目標に対する達成度

- ・成果目標5項目のうち「環境教育参加者数」の1項目については、近隣の県施設が廃止され大規模イベントを開催できなかったこと等から未達成となったものの、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」は11,466人と目標10,000人を達成した。
- ・「環境学習地域リーダー養成を目的とした講座受講者数」は1,680人（前年度1,459人）となり、目標1,500人を達成し、「環境活動を協働した環境団体数」は令和7年度までの目標25団体を前倒しで達成した。
- ・「講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合」は98.9%であり、目標の95%以上を達成した。

## (2) 残されている課題

- ・より幅広い層に対する講座等の開催に向けて、さらにオンラインでの講座の拡充等に取り組む必要がある。
- ・カーボンニュートラル等、環境に関する新たな情報を取り入れるなど、展示や情報の更新が必要である。
- ・利用者を世代別に見ると、児童・生徒が半数以上を占めており、子どものころから知識だけでなく、体験を通じた環境問題への気づき、環境保全への行動を引き出していくような仕掛けづくりをしていく必要がある。

## (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定

- ・他団体と連携し、環境教育参加者数の増加に向けて、講座等の拡充に取り組む必要がある。
- ・アンケートの結果等を活用し、県民のニーズを踏まえた取組を実施することで、施設利用者の満足度の維持向上に努める必要がある。

## (4) その他

## ①県民ニーズの把握

- ・講座の参加者等に対し、アンケート調査を行い、県民のニーズを把握し、サービス改善を図っている。アンケートの結果、講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合は98.9%と高い水準を示している。

## ②県民のサービス向上の成果

- ・イベントの開催・出展、社会見学の受入れ、県内各地での主催講座や出前講座の開催、県内環境団体との連携、様々な媒体を用いた情報発信、施設や図書等の維持管理が適切に行われている。
- ・ホームページのリニューアルやオンラインで主催講座に申し込めるよう対応するなど、工夫している。
- ・オンライン講座も実施し、県民が場所や時間に制限されることなく、環境学習に取り組む機会を提供している。
- ・環境情報の収集・発信については、得られた情報を講座に組み入れて提供するとともに、講座やイベントの開催等について、情報誌「環境学習みえ」やホームページ、メールマガジン、SNS等により積極的に情報を発信している。

## ③施設の適正な維持管理の実施

- ・毎月センターから提出される管理運営報告を確認するとともに、指定管理業務について年2回モニタリングを実施し、概ね適正に処理されていることを確認した。

以上のことから、三重県環境学習情報センターの管理者として、適切な実績を残していると評価できる。今後も引き続き、成果目標の達成に向け、県内環境団体とのネットワークやセンター職員が持つノウハウを生かし、環境学習・環境教育の一層の充実と適切な施設運営を進められることを期待する。

## ＜指定管理者の評価・報告書(令和5年度分)＞

指定管理者の名称：アクティオ株式会社

## 1 管理業務の実施状況及び利用状況

<p>(1) 管理業務の実施状況</p> <p><b>① 三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県環境学習情報センターの管理事業の実施にあたっては、基本協定書および年度協定書の管理業務（業務計画書）に基づき、環境教育の普及・啓発と県民サービスの向上に努めた。</li> <li>・ 5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したが、他の感染症を含む感染症対策として自由に使えるアルコールの設置は継続し、センター玄関ホールや主催講座の受付付近で使えるようにした。</li> </ul> <p>a. 展示施設管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示施設等の維持管理業務では、展示室の維持管理、研修室等の貸室業務、図書の管理業務を実施した。</li> <li>・ 手指消毒用アルコールの玄関ホールへの設置を令和4年度より継続し、来館者が自由に使えるようにした。</li> <li>・ 貸室利用は24件であった。</li> </ul> <p>b. 環境講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校に向けて、年度当初に施設の利用案内を行ったところ、学校の来館による施設見学と環境講座は50校、6,110人が受講した。</li> <li>・ 主催講座については、感染症対策として受付付近にアルコールを設置し自由に使えるようにしたり、窓を開けて換気したりなどの対策を行った。</li> <li>・ 主な主催講座として「環境基礎講座（全5回）」「ESD実践講座」などを開催し、その他のセンター主催講座と併せて113回、2,481人が受講した（前年度比17.1%増）。各講座の開催にあたっては、県内各地の施設や団体との協働にも努めた。</li> <li>・ 県内各地へ出張して実施する出前講座は、133回、5,510人の受講があった。また、環境学習地域リーダー養成講座については主催講座で71回、出前講座で4回開催し、延べ1,680人が受講した（15.1%増）。</li> </ul> <p>c. 環境イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小・中学生向けの夏のイベントとして、新たに「ECOサマーデイ」を企画し、事前申込制の環境講座と事前申込不要の体験ブースを実施した。並行して、環境パネル展も開催して、啓発に努めた。</li> <li>・ 冬のエコフェアに替えて「高校生の環境活動交流会」をオンラインで実施した。それぞれの高校での活動を発表し、困っていることや他の学校に聞いてみたいことなども出しあい、他校からアドバイスや意見をもらうなどして高校生同士の交流促進に貢献した。</li> </ul> <p>d. 情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報紙「環境学習みえ」の年4回発行と毎月10日発信のメールマガジンに加え、ホームページやFacebook等を運用し、適時、情報発信に努めた。</li> </ul> <p>e. 公募事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地球温暖化防止啓発ポスターコンクール」を実施した（中学生の部603作品、小学生の部282作品）。</li> <li>・ 優秀作16作品（小学生の部8作品、中学生の部8作品）を表彰し、三重県総合博物館、三重県上野森林公園、三重県立熊野古道センターで展示を行い、地球温暖化防止について考える機会を提供した。</li> </ul> <p>f. こどもエコクラブ三重県事務局事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の「こどもエコクラブ」の登録会員数は、年間で61クラブ、10,823人となった（前年度比9.5%減）。</li> <li>・ 各市町担当者への研修会として、5月に「こどもエコクラブ市町担当者研修会」をオンラインで実施し、三重県外のこどもエコクラブの活動について、こどもエコクラブ全国事務局より講演いただいた。</li> <li>・ 各クラブの活動の様子など1年間の活動をまとめた「令和5年度こどもエコクラブ活動報告集」を作成し、各クラブ等に配布した。</li> <li>・ 県内のこどもエコクラブの交流を図る「三重県こどもエコクラブ県内交流会2023」では、生活協同組合コープみえにご協力いただき、「国内産の間伐材でお箸を作ろう&amp;お正月用のお箸袋をかざろう！」を実施した。最初に、森林の多面的機能について話を聞き、その後国産材を削ってからそれを磨き、お箸を完成させた。また、お箸袋の飾りつけも行った。</li> </ul>
---

**② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務**

- ・館内施設について、毎日の巡回点検を励行し、安全管理と設備の維持管理に努めた。

**③ 県施策への配慮に関する業務**

- a. 人権尊重社会の実現への取組
- ・聴覚や視覚の不自由な方が来館されたときに、受付で筆談の案内や補助犬同伴による利用の案内を実施している。
- b. 男女共同参画社会実現への取組
- ・三重県男女共同参画センター（フレンテ）の「フレンテまつり」に出展し、「UV ビーズと貝がらのストラップ作り」を実施した。この中で、おとなにはオゾンホールに関する啓発を行い、子どもには貝がらなどの自然に親しむことの楽しさを伝えると共に、啓発活動に協力した。
- c. 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組
- ・「食品ロス」をテーマとした講座開催を通じて実践・啓発に努めている。
  - ・事務室内ではリサイクルのため分別に努め、片面しか使用していないコピー用紙の裏面利用も推奨している。また、主催講座でのグループワークでは、掲示の終わったポスターの裏面も模造紙の代用として使用している。

**④ 情報公開・個人情報保護に関する業務**

- ・「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」に基づき適正に対処した。令和5年度においての情報開示請求はなかった。
- ・個人情報保護については「個人情報保護法」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第12条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い適正な管理を励行し、アクティオ社内においても「施設個人情報安全対策」に基づき、個人情報保護教育を行った。

**⑤ その他の業務**

- ・特になし

**(2) 施設の利用状況**

## 環境学習情報センターの利用者数

	目標	実績	達成率
令和5年度環境教育参加者数	32,000人	20,826人	65.1%
令和4年度環境教育参加者数	32,000人	24,611人	76.9%
対前年比		84.6%	
利用者内訳			
	回数	人数	(独自目標)
主催講座	113回	2,481人	
出前講座	113回	5,510人	80回以上
学校社会見学	50校	6,110人	35校以上
一般団体見学	7回	109人	
フリー来館・貸室	貸室23回	1,821人	
交流会	9回	370人	
行事等	14回	3,540人	
ポスターコンクール	-	885人	
合計		20,826人	

## 2 利用料金の収入の実績

・貸室利用は 24 件で、1 件（1800 円）を除き、他の 23 件は減免対象に該当したため無料の使用を許可した。

## 3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部		
	R4	R5		R4	R5
指定管理料	32,046,570	31,993,572	事業費	29,566,075	29,002,161
利用料金収入	0	1,800	管理費	3,842,903	4,221,064
その他の収入	297,044	237,446	その他の支出	0	0
合計 (a)	32,343,614	32,232,818	合計 (b)	33,408,978	33,223,225
収支差額 (a)-(b)	▲1,065,364	▲990,407			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	83,700 円
---------	----------

## 4 成果目標とその実績

1 達成すべき成果目標			
項 目	目標値	実績	達成率
①環境教育参加者数	32,000 人	20,826 人	65.1%
②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数※1	10,000 人	11,466 人	114.7%
③環境学習地域リーダー養成を目的とした講座受講者数※1	1,500 人	1,680 人	112.0%
④環境活動を協働した環境団体数※2	最終年度までに 25 団体以上	25 団体	100.0%※
⑤講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合	95%以上	98.9%	104.1%
※1. ②③は①の内数			
※2. ④の達成率は最終年度までの目標に対する達成率			
2 独自で定めた成果目標			
項 目	目標値	実績	達成率
「センター通信」等の情報発信数	263 回	340 回	129.3%
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度の環境教育参加者数は、令和4年度に比べ減少した。これは地元の民間企業等による社会見学の受入れが新型コロナウイルス感染症拡大以前のように戻りつつあったため、その分、当センターの利用が減少したと考えられる。</li> <li>しかし、児童・生徒を対象とした環境教育参加者数は 11,466 人で、目標値 10,000 人を達成することはできたので、引き続き、利用者の増や自発的に環境活動に取り組む意識の向上に向けて、事業内容のさらなる充実、さまざまな主体との連携に努めていく。</li> </ul>		

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R4	R5	
1 管理業務の実施状況	A	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務計画書や基本協定書に基づき、感染症対策にも留意しつつ、管理業務や事業展開を行い、目標の達成に努めた。</li> <li>・また、利用者アンケートに応じて取組内容を見直すなど、業務内容のさらなる改善と利用者満足度の向上にも努めた。</li> </ul>
2 施設の利用状況	A	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育参加者数は減少したが、年度初めに、「環境学習プログラムガイド」を各市町教育委員会を通じて小・中学校や旅行会社へ送付し、社会見学や修学旅行、四日市市少年自然の家での自然教室の際に当センターを活用するなど、取り組んだ。</li> <li>・貸室については、令和4年度より8件増加した。環境に関する市民団体等に無料で利用してもらうことで、環境活動を支援している。</li> </ul>
3 成果目標及びその実績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きなイベントを開催することが難しい状況があるので、達成すべき成果目標の①環境教育参加者数については目標値を達成できなかったが、②～⑤の目標値、及び独自で定めた成果目標については達成することができた。</li> </ul>

- ※評価の項目「1」の評価:
- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
  - 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
  - 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
  - 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
- ※評価の項目「2」「3」の評価:
- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
  - 「B」→ 当初の目標を達成している。
  - 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
  - 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の方針に基づき、管理業務、事業展開を行った。成果目標5項目中、1項目が未達成となったものの、社会見学の受け入れや出前講座、オンライン講座の実施、他団体との連携等により、他の項目は目標を達成した。</li> </ul> <p>(2) 残されている課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標の1つである環境教育参加者数の増加に努め、利用者の満足度のさらなる向上に努める。</li> </ul> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育参加者数の増加に向けて学校や他団体との連携をさらに深めていく。</li> <li>・オンライン講座等、時代のニーズに合った講座を積極的に実施し、成果目標の達成に努めていく。</li> </ul> <p>(4) その他</p> <p>① 県民ニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座参加者や施設利用者に対してアンケート調査を行い、利用者の意見を反映させるよう努めた。</li> </ul> <p>② 県民サービス向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中勢、伊賀、紀北の4地域で地球温暖化防止啓発ポスターコンクール入賞作品の展示を行い、県内各地の方々に見ていただけるよう配慮した。</li> <li>・主催講座においては会場に集まる対面式だけでなく、オンライン講座も実施し、会場に行けない方や昼間に時間のとれない方でも、自宅などで都合の良い時間に講座を視聴できるようにした。</li> </ul>
--------	--

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出前講座等で実施する環境学習プログラムの内容を整理してわかりやすくし、利用の促進につなげた。</li><li>・ 講座に関するアンケートでは常に高い満足度の評価をいただいている。</li></ul> <p>③施設の適正な維持管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設の適正な維持管理に努めるとともに、自由に使える手指消毒用アルコールの設置を玄関ホールで継続し、来館者に安心してもらえるように配慮した。</li></ul> <p>④施設利用者の増加</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会見学等での来館者増加に向けて、旅行会社への利用案内の送付や小中学校の校長会での配布を行うとともに、近隣施設と連携して広報を行った。その結果、社会見学や自然教室において利用してもらえた。また、市民団体の貸室の利用が増加した。</li></ul>
--	--

## (3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和5年度分）

## ＜県の評価等＞

施設所管部名：環境生活部

## 1 指定管理者の概要等

施設の名称および所在	みえ県民交流センター（津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階）
指定管理者の名称等	みえ県民交流センター運営委員会 代表者 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター 代表理事 松井真理子 （四日市市諏訪栄町 3 番 4 号 特定非営利活動法人市民社会研究所内）
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動・国際化推進に関する情報の受発信に関する業務 4 中間支援団体等の機能向上・連携交流に関する業務 5 「みえ災害ボランティア支援センター」運営に関する業務 6 災害支援団体等との連携による受援力の強化業務 7 企業等との協働の推進に係る業務 8 施設の維持管理に関する業務 9 その他施設の管理運営上必要と認める業務

## 2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R4	R5	R4	R5	
1 管理業務の実施状況	B	A			県民の皆さんが市民活動について考え、取り組むきっかけづくり、中間支援団体等の支援、国際交流・多文化共生といったニーズや時流に沿ったセミナーやイベントの実施など、地域の市民活動や国際交流の拠点としての役割を的確に果たした。 「みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）」の運営においては、能登半島地震への対応として、県内NPO等への情報提供を行うとともに情報共有会を開催するなど、MVSCの運営に積極的に携わった。
2 施設の利用状況	B	B			利用団体数は 2,509 団体と令和 4 年度（2,144 団体）より増加している。また、センター来館者数は 34,394 人と目標数値（63,000 人）には至っていないものの、令和 4 年度（26,801 人）に比べ増加した。 また、施設の空き状況をWEB上で確認できるよう改善したほか、新たに個人利用スペースを増やすなど、センターの利便性の向上に向けて積極的に取り組んだ。
3 成果目標およびその実績	B	B			成果目標の 6 項目のうち「センター来館者数」を除く 5 項目で目標を達成した。 県が示す成果目標のうち、特に「オンラインを活用したNPOの割合」については 93.2%と令和 4 年度（84%）より増加した。 また、指定管理者の成果目標のうち「教育機関での市民教育の実施件数」については、目標値（3 件）のところ 4 件実施し、次世代を対象とした市民活動の推進に積極的に取り組んだ。

※「評価の項目」の県の評価：  
「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。  
「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。  
「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

<p>総括的な評価</p>	<p>(1) 成果目標に対する達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター来館者数は34,394人と目標数値(63,000人)には至っていないものの、令和4年度(26,801人)に比べ増加した。また、利用団体数は2,509団体と令和4年度(2,144団体)より増加している。</li> <li>・「オンラインを活用したNPOの割合」は、93.2%と目標(80%)を上回った。</li> <li>・「事業参加者の満足度」も87.8%と前年度(81.3%)を上回り、目標(85%)を達成することができた。</li> <li>・「県民応援NPOプロジェクト選定団体の伴走支援」についても3団体実施し、目標(3団体)を達成することができた。</li> <li>・「企業とNPOのマッチング」は7件マッチングをし、目標(5件)を達成し、企業との協働を進めることができた。</li> <li>・「教育機関での市民教育の実施件数」は4件実施し、目標(3件)を達成することができた。</li> </ul> <p>(2) 残されている課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化や人口減少等による社会課題の多様化や複雑化への対応が求められる中で、NPO等の活動について企業や県民の皆さんへの認知度を高め、多様な主体とつながりを持って活動できるよう、支援していく必要がある。</li> <li>・今後も引き続き、対面とオンラインをうまく組み合わせてセミナー等を開催し、利用者ニーズに対応していく必要がある。</li> <li>・来館者数の増加に向け、センターの利用実態を分析するとともに、センターのより一層の周知や来館者の利便性の向上に取り組む必要がある。</li> <li>・施設や備品の経年劣化に伴う故障等が増加していることから、更新や修繕をしていく必要がある。</li> <li>・専門スキルを持つスタッフを確保、育成していく必要がある。</li> </ul> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定</p> <p>外部委員会や利用者等の意見を参考に利用しやすい環境づくりやサービスの向上に向けて取り組む必要がある。</p> <p>(4) その他</p> <p>(施設の適正な維持管理の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命研修や県図上訓練に参加した。また、利用者が安全・安心、快適に利用できるよう施設や備品の適切な管理・維持に努めた。施設内の人目につきにくい場所(トイレ、湯沸かし等)を定期的に巡回し、安全衛生管理に努めている。</li> </ul> <p>(県民サービス向上の成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページやウェブマガジン、SNSによる情報発信、および「NPOグレードアップセミナー」等の講座を通じ、県民の市民活動への参画を促進するとともに、市民活動団体の運営基盤の強化を図っている。</li> <li>・外部からの意見を得るために、外部委員会や利用者アンケート等を実施し、魅力ある事業内容をめざした企画運営やセンター内の展示等の充実に取り組んでいる。</li> </ul> <p>(「みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)」の運営に関する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能登半島地震により設置されたMVSCでは、情報班として参画し、県内NPO等への情報提供などを行った。</li> <li>・能登半島地震で被災地支援を行う県内NPO等との情報共有会を開催し、被災地支援に関して意見交換を行うとともに、災害支援団体等との連携強化に努めた。</li> </ul> <p>以上のことから、みえ県民交流センターの指定管理者として、設置趣旨や県域の市民活動センターとしての役割を十分認識した効果的な管理運営を行っている」と評価できる。今後も魅力ある事業内容をめざした企画運営や展示等の充実をさせるとともに、指定管理者が持つ知見やネットワーク等を十分に活かした市民活動の強化促進、国際化と多文化共生の推進に向け、県民のニーズに応じた必要かつ魅力的な取組に期待する。</p>
---------------	--

## ＜指定管理者の評価・報告書（令和5年度分）＞

指定管理者の名称：みえ県民交流センター運営委員会

## 1 管理業務の実施状況および利用状況

## (1) 管理業務の実施状況

## ① センター管理運営事業の実施に関する業務

## ア 管理運営

- ・みえ県民交流センターの総合案内の役割を担い、NPOや広く県民の皆さんを対象に、市民活動や国際交流・多文化共生の推進を目的としたセミナーやイベントを実施した。
- ・利用者のセンター内WIFI環境へのニーズも高く、コロナ禍後、センターでのオンラインによる会議の利用が増加している。
- ・県民のNPOへの関心や市民活動への参加を促すため、ホームページやWEBマガジンにてセンターの利用案内や事業情報、また、市民活動やボランティアに関する情報を発信した。また、SNSも活用して、積極的に情報発信に取り組んだ。
- ・4名の外部委員による外部委員会の開催（2回）、施設の利用者や施設のオンライン環境についてのアンケートの実施により得られた意見や助言等をふまえ、施設管理や業務改善を行った。
- ・センターの利用件数は、交流スペース（A）とミーティングルーム合計で733件、備品機材は284件と新型コロナウイルス感染症が第5類となり利用制限が解除されたため、少しずつではあるが増加した。

## イ 講座・研修の実施

- ・「G7伊勢志摩交通大臣会合」を契機として、「NPOグレードアップセミナー」の目的を市民・NPOの提案作成として実施した。過疎化、都市集中、少子高齢化、バリアフリーといった社会課題において「移動の自由」を確保するために必要な政策、民間サービス等について意見を交わす場を設けた。
- ・「協創シンポジウム」として、「対話フォーラム こどもの『まなび』『あそび』『そだち』」と題した「子ども」をテーマにしたNPOによる情報提供、学びあいの場を設けた。前半は、2022年・2023年度の県民応援NPOプロジェクト採択団体の中間報告を行い、後半はNPO法人せたがや子育てネット代表理事の松田妙子氏の講演、そして「すべての子どもが健やかに育つ場をつくる」をテーマに参加者とのグループセッションを行った。
- ・「多文化共生深掘り講座」は2回開催し、1回目は「いろんな人が暮らしているってステキ！四日市・わかもの・多文化共生」と題し、四日市に暮らす外国の方と若者の参加を交えて意見を交わした。2回目は、「外国人住民と共に暮らすコミュニティのつくりかた」と題した講演と意見交換の場を設けた。
- ・「グローバル市民講座」として、「平和な世界をつくる一人として～『わたし』にできること～」をタイトルに、ウクライナ支援活動に関わるゲストから、活動内容や現地、避難民の状況を聴き、平和な世界を作るためにどのような行動ができるかを考えあうセミナーを実施した。
- ・WEBマガジン「R/LEADER plus」を年7回発行した。

## ウ 「みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）」運営に関する業務

- ・MVSCの幹事団体として、県の図上訓練や月1回の幹事会に参加した。
- ・能登半島地震の被災地支援を行うため、MVSCを設置し、臨時会への参加や輪島市で支援活動をしているNPOが主催する情報共有会議に参加した。
- ・被災地での支援活動状況を把握するための先遣隊として現地に出向き、ヒアリング等を行った。ヒアリングを行うことで、石川県、輪島市、県・市社協、輪島市内で被災者支援活動をしているNPO等と関係性を育むことができた。また、輪島市での被災地支援ニーズを把握することができた。
- ・MVSC情報担当となり、みえ災害ボランティア団体バンクの広報や、登録した団体の管理や情報提供、マッチングを行った。みえ災害ボランティア団体バンクに24団体が登録した。
- ・情報担当として、WEB上やチラシ等での情報提供や三重県内の情報共有会議を行った。

## ② 施設および設備の維持管理および修繕に関する業務

- ・利用者の安全・安心の確保を第一に、快適にセンターを利用できるよう施設や備品の適切な管理および維持に努めた。とりわけ、人目につきにくい場所の安全衛生対策、新刊図書の定期購入による図書コーナーの充実を図った。また、利用者の要望に対応し、より利用しやすい施設となるよう改善に努めた。
- ・施設や備品等の老朽化に伴い、ミーティングルームのパーティーションの修理など不具合のある備品の修繕や入れ替えを行った。引き続き照明や空調の省エネルギー対策を実施した。

<p><b>③ 県施策への配慮に関する業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県総合計画やダイバーシティみえ推進方針などの施策について県と意見を交わして事業を立案し、実施した。</li> <li>・みえ県民交流センター条例を遵守し、みえパートナーシップ宣言、三重県多文化共生社会づくり指針、働き方改革などに配慮した。</li> <li>・三重県の環境基準に基づき、節電、リサイクル、再生紙の利用など環境に配慮した取組を行った。</li> </ul> <p><b>④ 情報公開・個人情報保護に関する業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県情報公開条例に基づき、「情報公開規程」を整備し、確実に対応できる体制をとっている。令和5年度に開示請求はなかった。</li> <li>・基本協定書第12条に基づき、センター管理に関して知り得た情報を適切に取り扱い、個人情報が保護されるよう配慮した。</li> </ul> <p><b>⑤ その他の業務</b> 特になし。</p>			
<b>(2) 施設の利用状況</b>			
	R5年度目標	R5年度実績	達成率
みえ県民交流センター利用者数 ＜指定管理対象施設分＞（人）	63,000	34,394	54.6%
交流スペース・ミーティングルーム他（人）	-	32,386	-
イベント情報コーナー（人）	-	2,008	-

## 2 利用料金の収入の実績

令和5年度実績	1,039,920円
---------	------------

## 3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位：円)

	収入の部		支出の部		
	R4年度	R5年度		R4年度	R5年度
指定管理料	26,483,000	26,483,000	事業費	23,376,500	23,374,100
利用料金収入	781,050	1,039,920	管理費	2,280,300	668,520
その他の収入	1,986,675	1,616,799	その他の支出	1,829,822	2,175,424
合計 (a)	29,250,725	29,139,719	合計 (b)	27,486,622	26,218,044
収支差額 (a)-(b)	1,764,103	2,921,675	/		

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	66,100円
---------	---------

## 4 成果目標とその実績

(1) 県が示す成果目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
センター来館者数 (指定管理対象施設及びイベントへの来館者)	63,000人/年	34,394人/年
オンラインを活用したNPOの割合	80%	93.2%
事業参加者の満足度	85%	87.8%

  

(2) 指定管理者の成果目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
県民応援NPOプロジェクトにて選定された団体の伴走支援	3団体/年	3団体/年
企業等とNPOのマッチング件数	5件/年	7件/年
教育機関での市民教育の実施件数	3件/年	4件/年

  

今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安心・安全を確保し、また魅力ある事業内容をめざした企画運営やセンター内の展示等の充実を図り、利用者数の成果目標達成を目指す。</li> <li>・施設利用者を対象にしたアンケートや、事業参加者のアンケートから、施設利用及び事業の満足度がより高まるよう、ニーズを把握し、必要かつ魅力的な施設運営や事業実施を行う。</li> <li>・各地の中間支援組織と連携を図り、地域のセンターとしての役割、専門性を高める。</li> <li>・ホームページやWEBマガジン、SNSによる情報発信を強化し、市民活動、国際交流の促進を目指す。</li> </ul>
---------	---

## 5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R4	R5	
1 管理業務の実施状況	B	A	<p>(1) 施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な組織が入居する3階フロアの総合案内の役割を果たした。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策(来館者の検温、手指消毒を促すとともに、施設や備品は利用者の利用後に消毒するなど)を実施した。</li> <li>・人目につきにくいトイレ等の場所の定期的な見回りをするなど安全面を強化し危機管理体制を整備した。</li> <li>・施設、備品を適正に管理するとともに、外部委員会が出された助言や提案、利用者アンケートの実施を通して出された意見や提案をもとにサービスや管理方法を改善した。</li> </ul> <p>(2) 市民活動及び国際化に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・G7交通大臣会合が三重県で開催されるため、「交通」をテーマに市民活動団体やNPOなどと「提案書」を作成する「市民交通サミット」(NPOグレードアップセミナー)を開催した。</li> <li>・県民応援NPOプロジェクト採択団体が課題としている「子供を取り巻く環境」をテーマに「協創シンポジウム」を行い、活動報告、ワークショップを行った。</li> <li>・ホームページ、SNSを積極的に更新し、またWEBマガジンを(年7回)発行し、県民をはじめ、市民活動やNPOにとって有益な情報を発信した。</li> <li>・国際化の推進に関しては、「多文化共生」については2回セミナーを行い、「コミュニティ」をテーマに外国人との共生のあり方について意見を交わした。「グローバル市民講座」は「平和」をテーマにウクライナ支援をしている県内NPOなどをゲストに「わたしになにができるか」について学びあった。</li> </ul>

			<p>(3)「みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)」の運営に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能登半島地震の被災地支援を行うため、MVSCを設置し、臨時会への参加や輪島市で支援活動をしているNPOが主催する情報共有会議に参加した。</li> <li>・被災地での支援活動状況を把握するための先遣隊として現地に出向き、ヒアリング等を行った</li> <li>・MVSC情報担当となり、みえ災害ボランティア団体バンクの広報や、登録した団体の管理や情報提供、マッチングを行った。みえ災害ボランティア団体バンクに24団体が登録した。</li> <li>・情報担当として、WEB上やチラシ等での情報提供や三重県内の情報共有会議を行った。</li> </ul>
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの来館者は34,394人であり、昨年度の26,801人に比べ増加傾向にはある。しかし、目標数値には至っていない。</li> <li>・利用団体数は延べ2,509団体と昨年度(2,144団体)より365団体増加した。</li> <li>・ホームページ(団体情報サイト、WEBマガジン含む)のユーザーアクセス数は12,942件であった。</li> <li>・コーヒーマーケットがNPOへの寄付につながり、利用者サービスと市民活動団体支援の両立を図るコーヒーマーケットの取組みを実施した。</li> </ul>
3 成果目標およびその実績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター来館者は34,394人であり、目標数値63,000人の54.6%である。</li> <li>・事業参加者の満足度は、85%以上の成果目標に対して87.8%であった。</li> <li>・オンラインを活用したNPOの割合は、80%以上の成果目標に対して93.2%であった。</li> <li>・県民応援NPOプロジェクトの伴走支援を3団体(昨年度も含めると6団体)行った。</li> <li>・企業等とNPOのマッチングは7件(目標値5件)行った。</li> <li>・教育機関での市民教育の実施は4件(目標値3件)行った。</li> </ul>

※評価の項目「1」の評価：

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」、「3」の評価：

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総合的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度          成果目標について、「センター来館者数」は目標を達成できなかったが、「オンラインを活用したNPOの割合」、「事業参加者の満足度」、「県民応援NPOプロジェクトにて選定された団体の伴走支援」、「企業とNPOのマッチング」、「教育機関での市民教育の実施」においては、目標を達成できた。</p> <p>(2) 残されている課題          ・多様化、複雑化する社会の諸課題の解決、改善のために活動をしている地域の市民活動やNPOに求められる情報や専門性を提供すること、地域で活動をしている市民活動やNPOなどを支援している地域の間支援組織の基盤・機能の強化を支援していくことが必要である。          ・県民に市民活動やNPO、センターの事業を知っていただき、参加いただくための情報基盤を強化することが求められる</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定          成果目標の達成ができるよう、引き続き、社会ニーズ、利用者ニーズを把握し取組みを進める。</p> <p>(4) その他          (県民ニーズの把握)          ・セミナー等事業参加者のアンケートや施設利用者へのアンケートを行い、その結果を施設管理や事業運営に活かした。また外部委員会での業務に関する助言提案を反映した。          (業務執行体制の整備)          ・多様な世代の職員を雇用し、有する情報やコミュニケーションツールの違いといったそれぞれの経験や世代による特質を活かして事業を企画し実施した。          (施設の適正な維持管理の実施)          ・快適で安全・安心な利用環境の提供、施設の適正な維持管理に努めた。今後も県域の拠点として、より一層利用しやすい施設づくりに努める。</p>
--------	---

## (4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和5年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名：環境生活部

## 1 指定管理者の概要等

施設の名称および所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水 2566 番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県交通安全協会 会長 稲垣 清文 （津市高茶屋 4 丁目 4 8）
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 三重県交通安全研修センターの運営業務 2 三重県交通安全研修センターの維持管理業務 3 三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 4 その他の業務

## 2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R4	R5	R4	R5	
1 管理業務の実施状況	B	B			交通事故情勢や県民ニーズをふまえ、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の県民に対して、対象に応じたカリキュラムへの改善を進め、既存の設備を生かした質の高い交通安全教育を提供するとともに、SNS等を通じた情報発信を行い県民の交通安全意識の高揚に寄与することで、県交通安全教育の中核施設としての役割を果たしている。
2 施設の利用状況	B	B			利用者数は 3,862 人となり成果目標(6,000 人)を達成できなかったものの、積極的な研修案内や広報が行われた結果、自粛していた企業・団体の利用再開が見られ、昨年度より 485 人増となった。 また、施設の利用が困難な企業・団体のために、最新の交通安全DVDを補充し、HP上でカテゴリ別の作品リストを掲載するなど工夫して積極的に貸し出しを行うことにより、交通安全教育に広く寄与した。
3 成果目標およびその実績	B	B			成果目標のうち、各種研修受講者数に関する3項目については目標値の7割程度に留まり、目標を達成できなかったが、積極的な研修案内や各種広報により、いずれの項目についても前年度より増加した。 また、「利用者の満足度」については96.6%と高い水準で成果目標を達成しており、質の高い研修を実施できている。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。  
「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。  
「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

<p>総括的な評価</p>	<p>(1) 業務の実施状況</p> <p>4つの成果目標のうち3つの目標項目が目標値に達しなかったものの、「利用者数」については対前年比14%増、「指導者養成・資質向上講座受講者数」は18%増、「高齢者講習受講者数」は46%増となった。</p> <p>これは、各企業や学校、高齢者団体等に対する訪問活動を行ったり、各種会合参加時の研修案内の積極的な実施、テレビ等による広報活動に取り組んだことによると考えられる。また、「利用者の満足度」については96.6%と、高い水準を維持しており、質の高い研修ができていると評価できる。</p> <p>また、指定管理者独自の数値目標である「ホームページアクセス回数」、「メールマガジン発信回数」および「広報紙発行回数」については全て目標を達成しており、指定管理者の積極的な情報発信について、一定の成果が認められる。</p> <p>さらに、高齢運転者による死亡事故が発生する中、自動車販売店と連携してセーフティ・サポートカー研修を行い、高齢者への普及促進を進めたほか、電動キックボード研修等の新規企画など、法改正に対応した指導ができる体制が整えられており、県内の交通事故情勢や利用者のニーズに応じた研修機会の提供ができている。</p> <p>(2) 残されている課題</p> <p>年間の研修枠に対する稼働率は約8割と高い水準にある一方、1日当たりの平均受講者数が16人程度と少ないことが、利用者数等の成果目標が未達となった要因となっていると考えられる。1日当たりの平均受講者数は、前年と比較し増加傾向にあるものの、引き続き受講者数を増やす取組が不可欠となっている。</p> <p>今後も研修科目に応じ研修受け入れ人数を柔軟に検討するとともに、大人数での受講が見込まれる学校への働きかけや会合等での周知による新たな需要の掘り起こし、感染症流行により受講を自粛している企業への再度の声掛け、継続して利用のある企業に対する更なる利用検討の依頼等、利用者増に向け、幅広く取り組む必要がある。</p> <p>(3) 今後について</p> <p>引き続き、企業・団体等への案内を継続して実施するとともに、令和6年度に予定している新規設備（四輪自動車運転シミュレータ）導入と併せ、各種媒体を通じた積極的な広報により研修センターの周知に努める等、利用者数増に向けた取組を推進し、県交通安全教育の中核施設としての役割を果たすことを期待したい。</p>
---------------	---

## ＜指定管理者の評価・報告書(令和5年度分)＞

指定管理者の名称：一般財団法人三重県交通安全協会

## 1 管理業務の実施状況および利用状況

## (1)管理業務の実施状況

## ① 交通安全研修センター運営事業の実施に関する業務

## ア 交通安全に関する教育の実施に関する業務

- ・参加・体験・実践型の交通安全研修事業  
年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じて、研修目的を明確にした個別のカリキュラムを作成し、機器の使用等による参加・体験・実践型の団体研修を、558回、3,862人（前年度3,377人）に対し実施した。
- ・指導者養成・資質向上事業  
地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図るため、教職員等を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」（10/3、10/10）、各企業・団体の交通安全指導者を対象とした「交通安全夜間特別研修会」（11/16）、市町の交通安全教育指導員を対象にした「交通教育指導員研修会」（6/27）等を合計163回、1,334人（前年度1,127人）に対し実施した。
- ・交通安全教育指導者マニュアルの作成・配布  
企業、学校、老人クラブ等、対象者別に活用できる指導者用マニュアルとして、「子ども向け」「一般ドライバー向け」「高齢者向け」の3類型を、年齢や日常の交通手段を考慮し、また、法改正や時勢の課題についても三重県内の実態などを盛り込み作成し、地域・職場等で交通安全教育を根付かせるため、指導者に配布した。

## イ 施設の運営に関する業務

- ・研修センターについて、より広く県民への周知を図り、県内の交通安全教育の拠点施設としての活用を促進するため、ホームページやSNSを活用し、タイムリーな情報提供に努めた。（ホームページアクセス回数128,540回）
- ・県内の各種団体等に研修参加を働きかけ参加者の拡大に努めた。  
面談による案内 147件（国県市町73団体、企業26社、学校5校、老人関連3団体、その他40団体）  
会合に参加しての案内 35件（企業等5,045団体）  
電話による案内 14件（国県市町2団体、企業4社、学校7校、その他1団体）  
これらの活動により、前年度より利用者数を485人増やすことができた。
- ・ホームページ「セーフティプラザみえ」により、研修施設、予約状況、研修カリキュラムについて、利用者の操作性に配慮した簡素な画面で案内することに努めた。
- ・SNSにより、日々の研修状況、交通事故発生状況、交通事故防止方法等タイムリーな情報発信に努めた。
- ・体験学習ゾーンに人の見る能力について学ぶために「見ることには限界があります」や「反射材効果」コーナー等を設置したほか、職員手作りの車両模型等を配置し、受講する子どもたちに新鮮で効果的なゾーンとなるように努めた。
- ・屋内歩行研修コースを実際の交通環境に近づけるために、見通しの悪い街角、踏切に電車の絵を掲出するなど、受講する子どもたちの臨場感を高める工夫をした。
- ・幼児、児童、中・高校生、高齢者、自転車利用者、ドライバー向けの専門性の高い最新の交通安全DVDを追加し、映像により交通安全を効果的に学ぶ教材、環境を整え、職場、教育現場等で活用できるよう貸出を実施した。
- ・キャラクターの「みまも」を記載した「みまも反射タックルバンド」、「みまも反射靴かかとシール」を作製し、研修参加者や県下交通安全協会の窓口等を通じて配布し交通安全に対する関心を高めるとともに、研修センターのPRを行った。

## ウ 交通安全に関する情報提供、資料の収集及び提供に関する業務

- ・交通安全指導者が活用できる子ども、一般ドライバー及び高齢者をそれぞれ対象とした「交通安全教育指導マニュアル」3種類を作成し対象者に配付した。
- ・高齢者対策として、高齢者の身体的特性及び歩行時・自転車乗車時・自動車運転時における各注意事項を掲載した「高齢者のための交通安全テキスト」を作成、配付した。
- ・自転車事故防止対策として、点検要領から事故実態などをまとめた「自転車テキスト」を作成、配付した。
- ・薄暮時の色の見えにくさや夜間特有の危険性について体験する交通安全夜間特別研修会を実施した。
- ・四輪シミュレータ体験者の運転結果、体験学習ゾーンの運転・歩行能力診断（点灯くん）の診断結果の調査、分析を行いホームページ、研修センターだよりにおいて分析結果の概要や注意点等の情報提供を行った。

- エ センター機能の向上、連携交流の推進及び市町等に対する支援に関する業務
- ・ 県警本部から毎日事故日報の提供を受け、研修センターのホームページ、SNSを通じて、死亡事故発生速報や注意喚起等の情報の提供を行った。
  - ・ 津市内の交通安全関係団体で組織する「津市交通安全対策協議会」に参加し、各季節の交通安全運動等において交通事故防止のアピール及び交通安全対策の推進に努めた。
  - ・ 部外から教育、高齢者、交通関係団体、一般企業の有識者等を委嘱した「事業内容等評価検討委員会」を书面形式で実施し、事業全般について評価検証を行い、今後の運営改善に当たった。

**② 施設および設備の維持管理および修繕に関する業務**

体験学習ゾーン、自動車体験コース、自転車学習コース等の各種施設・設備・機器については、「機器点検表」に基づく毎日始業前点検および打合せを励行し、簡単な修理・修繕は職員で対処するほか、専門の外部保守点検業者との委託契約のもと点検項目に沿った随時及び定期的な保守点検整備を行った。また、各種感染症拡大防止のため、施設や機器を使用後及び定期的に消毒するとともに、手指の消毒剤を各所に配置しこまめに消毒ができる環境とした。

**③ 県施策への配慮に関する業務**

- ・ 人権尊重のための取組  
「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨を職員に徹底させるとともに、障がい者、高齢者、外国人、性別等にとらわれず、誰もが快適に交通安全研修が受講できるように職員の意識改革に努めた。また、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等さまざまなハラスメントを許さない公正で明るい職場環境づくりに努めた。
- ・ 男女共同参画社会実現への取組  
研修センターの事業評価、事業内容検討の場に女性の登用を図るとともに、女性の交通安全教育指導員の配置など、男女共同参画の視点をふまえ、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる事業の実施に努めた。
- ・ 企業倫理・社会的貢献の取組  
コンプライアンス（法令遵守）の徹底、ディスクロージャー（情報公開）の遵守とホームページの開設、個人情報の保護の徹底、職員の組織的かつ合理的な人事管理と職業倫理の醸成、「公益法人会計基準」に基づく健全な財務運営を行った。
- ・ ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくりに向けた取組  
用品等の購入に際し、UD商品を選定するなど、UDに対する周知と意識の高揚に努めた。また、小・中学生の団体研修実施時に当センター内でエレベーターの点字付き操作ボタン、身体障がい者用トイレ、聴覚障がい者に対する配慮を示す「耳マーク」等について実地で説明し、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるまちづくりについて理解を深めることに努めた。
- ・ 持続可能な循環社会の創造に向けた環境保全活動への取り組み  
ごみを分別して清掃業者に引き渡し、資源のリサイクルへの寄与に努めるとともに、再生紙の利用、コピーの両面印刷等省資源に努めた。また、団体研修の実施に際し、アイドリングの自粛やエコドライブの促進を図るとともに、休憩時間帯の節電等に取り組み、利用者をはじめ職員的环境に対する意識の高揚とその実践に努めた。

**④ 情報公開・個人情報保護に関する業務**

- ・ 基本協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、適切な対応を行い、個人情報の取得は必要最小限とし、取得した個人情報は厳重管理の上、不要となった情報は速やかにシュレッダー処理を行った。また、個人情報の責任体制等報告の提出にも迅速に対応し遵守徹底に努めた。

**⑤ その他の業務**

- ・ 危機管理対策会議を開催し、研修センター危機管理マニュアルの周知を図るとともに、同マニュアルに基づき、各自が担当する任務を迅速に遂行する体制を整備した。

(2) 施設の利用状況

	目標	令和5年度実績 (対前年比)	令和4年度実績
利用者数 (人)	6,000人以上	3,862人 (114.4%)	3,377人
指導者養成・資質向上研修受講者数 (人)	2,000人以上	1,334人 (118.4%)	1,127人
高齢者研修受講者数 (人)	600人以上	427人 (146.2%)	292人

## 2 利用料金の収入の実績

該当なし
------

## 3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部		
	R4	R5		R4	R5
指定管理料	39,355,000	39,355,000	事業費	15,835,705	15,313,679
利用料金収入			管理費	23,519,295	24,041,321
その他の収入	0	0	その他の支出	0	0
合計 (a)	39,355,000	39,355,000	合計 (b)	39,355,000	39,355,000
収支差額 (a)-(b)	0	0			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

## ※参考

利用料金減免額	—
---------	---

## 4 成果目標とその実績

(1) 成果目標				
目標項目	目標値	目標に対する実績	達成率	
(研修事業)				
利用者数(人)	6,000	3,862	64.4%	
指導者養成・資質向上研修受講者数 (人)	2,000	1,334	66.7%	
高齢者研修受講者数	600	427	71.2%	
利用者の満足度 (%)	90.0	96.6	107.3%	
(2) 指定管理者独自の数値目標				
目標項目	目標値	目標に対する実績	達成率	
(研修)				
ホームページアクセス回数 (回)	50,000	128,540	257%	
メールマガジン発信回数 (回)	12	12	100%	
広報紙発行回数 (回)	4	4	100%	
今後の取組方針	<p>令和5年度は、第6期指定管理期間5年の3年度目であり、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した年度であったが、各種感染防止対策を徹底した研修を行った。また、研修参加者は、前年度と比較すると受講者はそれぞれ増加し、高齢者に至っては22ポイント以上の増加であったが、各種研修受講者数の成果目標はいずれも7割前後に止まり達成することができなかった。</p> <p>令和6年度は、各種団体等への訪問活動等により研修参加者の更なる増加を図る。</p>			

## 5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R4	R5	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度は第6期指定管理期間5年の3年目であった。新型コロナウイルス感染症の5類移行により、研修参加者数は底打ちから持ち直し傾向となったものであるが、成果目標値には届かない状況であった。</li> <li>利用者のマスク着用等は、任意としたものであるが、研修者が使用した機器や机等の消毒は継続し、利用者の安全確保を図った。</li> <li>研修内容の質を向上するために、職員相互による指導方法等の検討を実施した。</li> <li>各市町の交通安全担当課、社会福祉協議会およびシルバー人材センターとの連携を維持するため、訪問し参加者を募集した。</li> <li>県内の企業団体の利用促進のため、(一社)三重県安全運転管理協議会の協力を得て安全運転管理者講習会の会場等で利用案内(5,045団体)を行い、研修に結びつけることができた。(昨年度3,634団体、累計8,679団体)</li> <li>ホームページの最新情報を積極的に更新し、交通安全情報の提供と集客案内に努めた。</li> <li>指定管理業務にかかる、PDCAを毎年繰り返して業務の見直しを図り道路交通法の改正等に応じた研修の新規企画を行った。</li> <li>今後は、研修参加者の事故防止、災害発生時の適切な対応及び各種感染症対策を推進し、利用者の安全・安心を確保し、参加・体験・実践型交通安全教育を実施する。</li> </ul>
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の格付けが5類に緩和されたが、高齢者研修の参加自粛が見受けられる等、各種研修受講者数は、緩やかな増加となり、成果目標はいずれも達成することができなかった。</li> <li>コロナ渦での研修不参加から参加復帰の団体もあり、幼児から高齢者まで、定期的に利用いただく団体とともに、効果的な研修を実施し参加団体から高い評価を得た。</li> <li>各市町の交通安全担当者や交通教育指導員を対象に、交通指導方法について学ぶ機会を設け、指導者に特化した研修カリキュラムを実施した。</li> <li>「夜間特別研修」や「自転車指導者研修会」などの特別研修を実施し、地域や職場での指導者を養成した。</li> <li>セーフティ・サポートカーが普及しつつある中、「シニアドライバー安全運転研修(サポカー研修)」を実施し高齢者への普及促進を進めた。</li> <li>新たに、電動キックボード研修を6月から開始し、16歳以上であれば運転免許が不要な特定小型原動機付自転車の法規教養と法規を遵守した運転実技の研修を実施した。他の施設では実施していない研修であり参加団体から高い評価を得た。</li> <li>「参加・体験・実践」型研修を推進しており、交通安全DVD教材の貸出し希望は多く、最新作を補充購入し、作品紹介とともにホームページに掲載することにより、利用促進を図るとともに、研修センターの利用促進の広報も併せて行った。</li> <li>昨年度を上回る利用者数となったが、今後も、各種団体に対する利用案内を更に積極的に実施し、成果目標である利用者数6,000人等の達成に努める。</li> </ul>
3 成果目標およびその実績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果目標において、前年度の同種項目と比較し増加傾向が見られたが研修参加者数は成果目標を達成できなかった。一方、指定管理者独自の数値目標であるホームページアクセス数やメールマガジン配信数、広報紙発行回数など、広報にかかる項目は達成した。</li> <li>改正道路交通法の施行に伴う新たな乗り物である特定小型原動機付自転車の研修を適時に企画導入し参加団体から高評価を得た。また、この乗り物について、安全に乗るための広報啓発をテレビ番組等で取り上げていただき、当センターの広報にも繋がった。</li> <li>日頃、地域で児童等の通学時の交通安全を見守る皆さんを対象とした交通安全街頭指導研修を新しく企画し研修メニューに追加した。</li> </ul>

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 業務計画を順調に実施している。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「1」の評価：

※評価の項目「2」「3」の評価：

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度</p> <p>成果目標については、団体研修受講者数 3,862 人（目標値 6,000 人）、指導者養成・資質向上講座受講者数は 1,334 人（目標値 2,000 人）、高齢者研修受講者数 427 人（目標値 600 人）及び利用者の満足度 96.6%（目標値 90.0%）で、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行により、研修参加者数は底打ちから持ち直し傾向となったものであるが、受講者数については、成果目標値には届かない状況であった。</p> <p>一方、指定管理者の独自成果目標のホームページアクセス回数は 128,540 回（目標値 50,000 回）、メールマガジン発信回数 12 回（目標値 12 回）、広報紙発行 4 回（目標値 4 回）と目標を達成することができた。</p> <p>(2) 残されている課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の格付けが 5 類に緩和され、研修参加者数は上昇傾向にあるが、各種団体を訪問し研修案内を積極的に行い、更なる利用者数の拡大を図る必要がある。</li> <li>・各種研修受講者数の目標達成のため、市町、関係機関・団体との連携を密にし、ネットワークの強化に努め、広く県内の企業・団体に積極的な PR を行い、施設の認知度を上げるとともに、他の近隣施設との連携を図るなど更なる利用者の拡大を図ること。</li> <li>・社会の高齢化に伴い、高齢者が、事故の被害者・加害者になっている現状から、高齢者団体研修の利用者の更なる増加を図ること。</li> </ul> <p>(3) 各種取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広く県民の皆さんに、来て、見て、体験してみようをコンセプトに、幼児から高齢者まで楽しく交通安全を学んでいただけるような雰囲気構築を図った。</li> <li>・キャラクター「みまも」を中心とした施設の案内、屋内の飾り付け、ホームページや SNS の活用、案内ポスターの掲示や各種チラシ類を作成し、広報活動を行った。また、県広報当局の企画による CBC テレビでの当センターでのロケや独自企画による三重テレビ等の取材により、交通安全の啓発を兼ねた施設の紹介を行った。</li> <li>・7 月 1 日施行の改正道路交通法に、新しい車両区分「特定小型原動機付自転車」が創設されたのに伴い、新たに電動キックボード（特定小型原動機付自転車）研修を開始し、走行するに当たってのルール（法規）と実技の指導を行った。</li> <li>・関係機関・団体、企業の協力により、「交通安全夜間特別研修会」を開催する等、創意工夫を凝らした事業の実施に努めた。</li> <li>・指導者養成・資質向上研修の取組として、主に教職員を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」、市町の交通安全指導員等を対象とした「交通安全教育指導員研修会」を開催するなど、様々な機会を通じて指導者養成・資質の向上に努めた。</li> <li>・高齢者の交通安全対策として、セーフティ・サポートカーの有効性や機能を体験するシニアドライバー安全運転研修を開催し、高齢ドライバーの安全運転意識の高揚を図った。</li> <li>・外部の有識者からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、事業全般について評価・検証を受けるとともに、検証結果については、今後の事業改善に活かしていくこととしている。</li> <li>・地震防災対策など危機管理に対する取組として、危機管理マニュアルに基づく非常防災訓練を実施し、非常時における誘導経路の確認等を行った。</li> </ul>
--------	---

## 10 三重県総合文化センター等に係る指定管理候補者の選定過程の状況について

### 1 概要

三重県総合文化センター、三重県総合博物館および三重県立美術館については、現在の指定管理期間が令和7年3月末で終了することから、現在、令和7年4月からの次期指定管理者の募集・選定手続きを進めています。

指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、三重県総合文化センター条例等に基づき、外部の有識者等で構成する「三重県総合文化センター等指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置しました（別紙1のとおり）。

令和6年7月25日に開催された第1回選定委員会において審査基準および配点を決定するとともに、委員の意見もふまえ、成果目標については、アウトリーチ事業参加者数を加えることとし、「総合文化センター来館者数（図書館を除く）」を「総合文化センター利用者数（図書館を除く）」に変更しました（別紙2のとおり）。

9月2日から募集を行ったところ、1団体から申請書の提出がありました。

今後、第2回選定委員会を開催して申請者から提出された事業計画書等を詳細に審査し、指定管理候補者を選定します。

### 2 進捗状況

令和6年7月25日	第1回選定委員会の開催 ・審査基準および配点表……別紙3のとおり
8月2日～16日	募集要項の配布
8月26日、27日	現地説明会の開催 (参加団体数3、うち1団体は2日目辞退)
9月2日～18日	申請の受付

### 3 応募の状況

申請書の提出があった団体数 1団体  
・(公財) 三重県文化振興事業団

### 4 事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

別紙4のとおり

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和6年10月4日	第2回選定委員会（指定管理候補者の決定）
11月	定例会会議（指定管理者の指定に係る議案の提出）
令和7年1月	指定管理者の指定
3月	次期指定管理者と施設の管理に関する協定の締結
4月～	指定管理の開始（令和12年3月31日までの5年間）

## ○選定委員会委員（敬称略）

	氏名	職名等
委員長	豊田 長康	鈴鹿医療科学大学学長
委員長代理	錦 かよ子	作曲家
委員	伊藤 正朗	弁護士
委員	杉谷 哲也	高田短期大学ボランティア・国際交流クラブアドバイザー
委員	藤枝 律子	三重県男女共同参画審議会第 10～12 期第 2 部会部会長
委員	山田 梨津子	公認会計士
委員	油田 晃	公募委員

各施設個別の基本的事項

事項		総合文化センター（図書館を除く）	図書館	美術館	総合博物館	
施設の設置目的（役割）		総合文化センターは、県民の文化芸術活動および生涯学習活動ならびに男女共同参画活動の促進に寄与することを目的に設置した複合施設です。	図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存して、県民に図書等の貸出や地域に関する情報の提供、調査研究や学習の支援等に寄与することを目的として設置した施設です。	美術館は、三重にゆかりの深い作品をはじめとする美術作品等の鑑賞と学習の機会を県民に広く提供し、県民がその鑑賞や創造をとおして、心の豊かさを醸成し、うるおいのある生活の充実など県民の文化向上を図ることを目的として設置した施設です。	総合博物館は、三重の自然ならびに歴史および文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくりおよび個性豊かで活力ある地域づくりに貢献することを目的として設置した施設です。	
施設運営の基本的な方向性（運営方針）		県民の文化芸術活動および生涯学習活動ならびに男女共同参画活動の拠点としての機能を十分発揮するよう効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の県立文化施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点等を生かして、互いの連携を強化することとします。	図書資料や情報の提供等の利用者および県民に対する図書館サービスの提供や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点等として、その機能を十分発揮するよう、効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の県立文化施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点等を生かして、互いの連携を強化することとします。	三重県における美術分野のセンターとしての役割を果たすと同時に、情報発信や地域文化育成の拠点としての機能を十分発揮するよう、効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の県立文化施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点等を生かして、互いの連携を強化することとします。	「ともに考え、活動し、成長する博物館」を基本理念とし、県民・利用者の皆さんとともに三重の自然と歴史、文化を探求し、守り伝え、生かしていくための博物館活動を展開していく拠点としての機能を十分発揮するよう、効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の県立文化施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点等を生かして、互いの連携を強化することとします。	
利用料金制採用の考え方		指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動的な経営を引き出し、県民サービスの提供や効率的な施設運営をめざして利用料金制を採用します。	利用できる施設がありません。	指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動的な経営を引き出し、県民サービスの提供や効率的な施設運営をめざして利用料金制を一部の施設に採用します。	施設を直営で使用しているため、採用しません。	
施設の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の名称 三重県総合文化センター</li> <li>所在地 津市一身田上津部田1234番地</li> <li>構造規模等 (三重県総合文化センター：図書館・文化会館・生涯学習センター・男女共同参画センター)</li> </ul> 敷地面積 62,224.9㎡ 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 延床面積 46,305.8㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の名称 三重県立図書館</li> <li>所在地 津市一身田上津部田1234番地</li> <li>構造規模等 (三重県総合文化センター：図書館・文化会館・生涯学習センター・男女共同参画センター)</li> </ul> 敷地面積 62,224.9㎡ 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 延床面積 46,305.8㎡ (図書館部分面積:5,332.0㎡)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の名称 三重県立美術館</li> <li>所在地 津市大谷町11番地</li> <li>構造規模等</li> </ul> 敷地面積 24,403.80㎡ 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 延床面積 10,665.88㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の名称 三重県総合博物館</li> <li>所在地 津市一身田上津部田3060番地</li> <li>構造規模等</li> </ul> 敷地面積 38,884㎡ 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部を除く)・3階建て 延床面積 11,705㎡	
成果目標	各施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合文化センター利用者数（図書館を除く）</li> <li>総合文化センター来館者満足度</li> <li>総合文化センター貸施設利用率</li> </ul> ※上記目標数値については、過去の目標数値・実績値をふまえて設定します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合文化センター来館者満足度</li> </ul> ※上記目標数値については、過去の目標数値・実績値をふまえて設定します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>美術館貸施設利用率</li> <li>美術館来館者満足度（施設維持管理部分）</li> </ul> ※上記目標数値については、過去の目標数値・実績値をふまえて設定します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合博物館来館者満足度（施設維持管理部分）</li> </ul> ※上記目標数値については、過去の目標数値・実績値をふまえて設定します。	
指定管理者に支払う施設管理経費の上限額（消費税および地方消費税を含む）		(指定管理期間) 令和7年度から令和11年度まで (全体) 6,934,609千円 7年度 1,318,672千円 8年度 1,353,764千円 9年度 1,385,090千円 10年度 1,420,743千円 11年度 1,456,340千円	(総合文化センター) 4,813,698千円 7年度 920,244千円 8年度 942,521千円 9年度 961,437千円 10年度 983,740千円 11年度 1,005,756千円	(図書館) 489,952千円 7年度 91,400千円 8年度 94,642千円 9年度 97,931千円 10年度 101,297千円 11年度 104,682千円	(美術館) 968,273千円 7年度 181,951千円 8年度 187,899千円 9年度 193,291千円 10年度 199,440千円 11年度 205,692千円	(総合博物館) 662,686千円 7年度 125,077千円 8年度 128,702千円 9年度 132,431千円 10年度 136,266千円 11年度 140,210千円

三重県総合文化センター等指定管理者審査基準

別紙 3

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	10	40
	施設の特性や業務内容を理解しているか	10	
	社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか	10	
	集積の利点を生かした連携取組について理解・協力が得られるか	10	
②成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか	10	20
	自己評価の体制及び基準は確立されているか	10	
③企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組）への対応は適切か	10	10
小 計		70	

2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	維持管理事業は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか	20	40
	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか	20	
②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見やその措置	利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか	10	20
	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	10	
③緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか	10	20
	緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか	10	
④個人情報保護、情報公開	個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	10	10
⑤県が推進する施策に準拠する管理運営	人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザイン、次世代育成等の県の施策に配慮した提案となっているか	10	10
小 計		100	

3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①各施設にかかる広報等の事業	業務基準を達成し、図書館を含む総合文化センター、総合博物館、美術館の魅力を効果的にPRできる内容となっているか	20	40
	利用者の増加のための具体的な工夫がなされるなど、図書館を含む総合文化センター、総合博物館、美術館の利用を促進するための提案となっているか	20	
②文化会館事業	業務基準を達成し、県民が多様な文化芸術に触れる内容となっているか	30	70
	将来の文化を担う人材育成や多様な主体との連携した事業となっているか	30	
	アウトリーチ事業について地域における多様な文化芸術の主体と連携し、文化芸術に触れ親しむ機会を提供する事業となっているか	10	
③生涯学習センター事業	業務基準を達成し、多彩な学習機会を提供する提案となっているか	20	50
	中間支援組織として多様な主体をつなぐ役割を認識した提案となっているか	20	
	出前講座等のアウトリーチ事業について県内全域に広く学習機会を提供するものとなっているか	10	
④男女共同参画センター事業	業務基準を達成し、男女共同参画の気運の醸成を図る提案となっているか	20	50
	県民参画や地域の関係団体等との連携した事業提案となっているか	20	
	出前講座等のアウトリーチ事業について県内全域に広く研修機会を提供するものとなっているか	10	
⑤センターPR事業、センターの利用増対策、施設稼働率向上策	業務基準を達成し、センターの魅力を効果的にPRできる内容となっているか	10	20
	利用者の増加や施設の稼働率を高めるための具体的な工夫がなされるなど、施設の利用を促進するための提案となっているか	10	
⑥貸館業務の手続き	貸館事業は利用者の申込みから許可までの一連の手続きがシステム化され、利用者の利便性向上が図られているか	10	10
⑦利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	10	10
⑧利用料金の設定や料金の収受方法、減免等	利用料金の考え方、料金収受の方法が示されているか、また、サービス向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか	10	10
⑨施設の利用時間・休館日	施設の利用時間、休館日の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか	10	10
⑩飲食サービス・物販サービス等	飲食サービス、物販サービスなどは、利用者のニーズや利便性を考慮したものになっているか	10	10
⑪来館者及び県民サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、来館者及び県民サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	20	20
小 計		300	

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減し、管理の効率化を図るものであること

審査項目	審査基準	配点	
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10	20
	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	10	
②コスト削減の考え方	県費負担軽減につながっているか	20	40
	実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化策が提案されているか	20	
③収入確保に関する独自の提案	新たな収入確保につながるような独自の提案がなされているか	10	10
小 計		70	

5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審査項目	審査基準	配点	
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか	20	20
②業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション	提案事業の内容が実行できる人材（専門性等）が確保され、かつ適切な人員配置、勤務体制となっているか	20	20
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	20	20
④持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか	30	30
小 計		90	

合 計		630	
-----	--	-----	--

(様式 5)

## 三重県総合文化センター等事業計画書の要旨

申請者名	公益財団法人三重県文化振興事業団
管理運営方針	<p>私たちは、三重県総合計画「みえ元気プラン」並びに「三重県文化振興条例」「三重県文化振興計画」をはじめとした県施策などに沿って、県民の皆様が文化にふれ親しみ、創造できる環境づくりを進め、県民の誰もが文化芸術を通じて心の豊かさを実感できるよう、次の6点を総合的な基本方針として文化振興を図っていきます。</p> <p><b>[総合的な基本方針]</b></p> <p>①県民・利用者の満足度をさらに向上させる高品質なサービス提供 ②安全・安心を実感できる施設運営 ③文化振興を担う専門人材の育成と三重の文化を担う次世代の育成 ④公益性と収益性を両立した継続的・安定的な財政運営 ⑤誰もが利用しやすい施設づくりと利用者の公平性の確保 ⑥各施設の相互連携強化と文化活動の拠点としての機能の強化</p>
管理業務に関する計画	<p>これまでに積み上げてきた管理運営経験を元に以下の基本的な考え方に沿って利用者に提供するサービスの品質、安全・安心を最優先にしながら、効率性もふまえた維持管理を行っていきます。</p> <p>①安全・安心を最優先とした施設運営、最適な維持管理業務の遂行及び管理監督の実施 ②施設管理専門職員の配置による迅速・的確な修繕案件の直接施工及び大規模改修工事への協力 ③施設の清潔さ維持と徹底した省エネ運用によるコスト削減 ④3館（総合文化センター・総合博物館・美術館）の一体管理による運営 ⑤「危機管理マニュアル」の運用徹底と各種危機管理訓練による対応力強化 ⑥個人情報情報の適切な管理、積極的な情報公開 ⑦人権尊重社会の実現等の県施策の推進及びSDGsの取組</p>
運營業務に関する計画	<p><b>(1) 各施設にかかる広報等の事業</b></p> <p>①「Mニュース」をはじめとした多様な媒体を活用した効果的な情報発信</p> <p>②各施設との事業連携によるPR強化・周遊性を向上させる取組</p> <p><b>(2) 文化会館</b></p> <p>①社会課題への対応を加速 ②劇場に再び賑わいを ③全国の県立劇場のモデル劇場に！</p> <p>ア 鑑賞型事業：ハイクオリティな企画を招聘できる全国的な人脈・情報網、緻密な収支予測、広報・営業力、ホスピタリティにあふれた公演運営力、全国のトップランナーとしての認知</p> <p>イ 普及型事業：劇場ファンの入口となる普及型シリーズ公演、将来の三重の文化の担い手を創出する人材養成、県内各地と連携したアウトリーチ事業などの多彩なプログラム</p> <p>ウ 参加型事業：令和8～9年度に新たな社会包摂ダンス事業「おどる・からだ・こころプロジェクト」、令和9年度に「ベートーヴェン没後200年記念企画」、総合文化センター開館35周年となる令和11年度に「県民参加オペラ『フィガロの結婚』」など</p> <p>エ 市町文化施設連携、レベルアップ支援：企画連携と人材養成事業で市町文化施設をサポート</p> <p>オ 広報・PR活動の実施：マスメディア、SNSなどの多角的な広報活動とチケットサービス</p> <p><b>(3) 生涯学習センター</b></p> <p>①もっと楽しく、自分らしく、人生100年時代を豊かに彩る多様な魅力的な「学び」を提供</p> <p>②みんなの力を、みんなの「学び」へ、県民の皆さんの「学び」をつなぐ架け橋に</p> <p>③地域とともに、地域を元気に、市町や地域の生涯学習施設等との連携強化と支援</p> <p>ア 生涯学習提供事業：県民が生涯にわたって学べる環境を提供</p> <p>イ 生涯学習情報提供事業：多様な手法を駆使し、全世代に対して効果的な情報提供を実現</p> <p>ウ 三重の生涯学習ネットワーク事業：つながり、輪を広げ進化する「みえ生涯学習ネットワーク」</p> <p>エ 次世代育成事業：アウチリーチによる学校向け文化体験推進事業を実施</p> <p>オ 視聴覚ライブラリー管理運営事業：ライブラリーの活用で地域の施設や団体等の活動を豊かに</p> <p><b>(4) 男女共同参画センター</b></p> <p>①フレンデミー“DEI”宣言！「多様性・公平・包括」を力強く推進</p> <p>②「真のジェンダー平等社会実現」のため、あらゆる角度からアプローチ</p> <p>③アウトリーチ「待つ」から「届ける」へ《子どもたちへ》ジェンダー教育プログラム始動、《地域へ》施設の枠を超えて、市町連携</p> <p>ア 情報発信事業：必要とする人に幅広い広報手段で男女共同参画の情報を届ける</p> <p>イ 研修学習事業：専門性と企画力を高めながら、“必要な人が必要な力を得る”事業を提供</p> <p>ウ 人材育成事業：男女共同参画の必要性を理解し、自ら推進していく人材を育成</p> <p>エ 相談事業：研鑽を積んだ相談員と専門家が問題解決をサポート</p> <p>オ 調査研究事業：男女共同参画のスペシャリストとして、社会の変化に即したテーマに取り組む</p> <p>カ 参画交流事業：市民団体等と連携し、多くの県民が集い“楽しみながら学ぶ”事業を実施</p> <p><b>(5) センターPR事業</b></p> <p>①広報誌「Mニュース」の発行 ②ホームページの管理・運営 ③PRのための自主事業 ④若手職員プロジェクトチームによるPR事業 ⑤ボランティアとの協働</p> <p><b>(5) センターの利用増対策</b></p> <p>多角的な活動による相乗効果で魅力を増幅</p>

		<p>①PRによる認知度向上 ②来館者サービスの充実による魅力的で利用しやすい環境づくり ③施設貸出サービスの充実による施設利用の活性化 ④活発な自主事業実施と各施設との連携による参加者の増大 ⑤多様な主体との人脈・ネットワークによる波及効果 ⑥お客様の声に対するきめ細かな対応によるリピーター獲得</p> <p>(5)ー3 施設稼働率向上策</p> <p>①低稼働率施設の対策 ②利用手順の改善 ③広報・営業戦略 ④工事休館明けの利用促進活動</p> <p>(6) 貸館業務の手続き</p> <p>①お客様が求める「当たり前品質」を提供 ②文化施設におけるウェルビーイングの取組の充実</p> <p>(7) 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映について</p> <p>①積極的な意見の収集とその意見を反映した改善活動</p> <p>(8) 利用料金の設定や料金の收受方法、減免等について</p> <p>①公益性と収益性のバランスを考慮した料金設定 ②料金の收受方法 ③料金の減免</p> <p>(9) 施設の利用時間・休館日について</p> <p>①利用時間 9時から21時まで(大・中・小ホール及びリハーサル室は22:00まで)</p> <p>②休館日 月曜日、12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の休館措置</p> <p>(10) 来館者サービス事業(飲食サービス、独自の提案等)について</p> <p>ア 飲食サービス(リズカフェ) イ 売店(リズショップ、アートショップ Mikke) ウ コピー機(複数台設置のセルフコピー機) エ 自動販売機(20台設置の飲料水自販機) オ 旧ステップアップカフェスペースの活用方法(多目的利用の検討) カ その他利便向上のための各種サービス(東紀州そうぶんバスツアー、授乳室、託児サービス、おまかせサービスなど)</p> <p>(11) 県政150周年記念事業について</p> <p>①クローズアップセミナーをはじめ、周年関連展示や啓発イベントなど、具施策への協力や連携</p>																																																																																																																																					
成果目標		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分類</th> <th>項目</th> <th>成果目標</th> <th>単位</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">センター全体の運営</td> <td>ア</td> <td>総合文化センター利用者数(図書館利用者を除く)</td> <td>人</td> <td>563,500</td> <td>568,500</td> <td>573,500</td> <td>578,500</td> <td>583,500</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>総合文化センター来館者満足度【4段階評価で3以上】</td> <td>%</td> <td>90.0</td> <td>90.0</td> <td>90.0</td> <td>90.0</td> <td>90.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貸館業務</td> <td>ウ</td> <td>総合文化センター貸施設利用率</td> <td>%</td> <td>75.0</td> <td>75.0</td> <td>75.0</td> <td>75.0</td> <td>75.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸施設利用者満足度【4段階評価で4】</td> <td>%</td> <td>85.0</td> <td>85.0</td> <td>85.0</td> <td>85.0</td> <td>85.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">文化会館事業</td> <td></td> <td>文化会館事業入場率</td> <td>%</td> <td>80.0</td> <td>80.0</td> <td>80.0</td> <td>80.0</td> <td>80.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化会館事業参加者満足度【5段階評価で4以上】</td> <td>%</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生涯学習センター事業</td> <td></td> <td>生涯学習センター主催事業等参加者数</td> <td>人</td> <td>18,100</td> <td>18,200</td> <td>18,300</td> <td>18,400</td> <td>18,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生涯学習センター事業参加者満足度【4段階評価で4】</td> <td>%</td> <td>80.0</td> <td>80.0</td> <td>80.0</td> <td>80.0</td> <td>80.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">男女共同参画センター事業</td> <td></td> <td>男女共同参画センター主催事業等参加者数</td> <td>人</td> <td>15,200</td> <td>15,400</td> <td>15,600</td> <td>15,800</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>男女共同参画センター事業参加者満足度【4段階評価で4】</td> <td>%</td> <td>83.0</td> <td>83.0</td> <td>83.0</td> <td>83.0</td> <td>83.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">美術館</td> <td>エ</td> <td>美術館来館者満足度(施設維持管理部分)【4段階評価で3以上】</td> <td>%</td> <td>90.0</td> <td>90.0</td> <td>90.0</td> <td>90.0</td> <td>90.0</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>美術館貸施設(県民ギャラリー)利用率</td> <td>%</td> <td>45.0</td> <td>45.0</td> <td>45.0</td> <td>45.0</td> <td>45.0</td> </tr> <tr> <td>総合博物館</td> <td>カ</td> <td>博物館来館者満足度(施設維持管理部分)【4段階評価で3以上】</td> <td>%</td> <td>90.0</td> <td>90.0</td> <td>90.0</td> <td>90.0</td> <td>90.0</td> </tr> <tr> <td>各施設</td> <td></td> <td>図書館・総合博物館・美術館との連携事業数</td> <td>回</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>					業務分類	項目	成果目標	単位	R7	R8	R9	R10	R11	センター全体の運営	ア	総合文化センター利用者数(図書館利用者を除く)	人	563,500	568,500	573,500	578,500	583,500	イ	総合文化センター来館者満足度【4段階評価で3以上】	%	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	貸館業務	ウ	総合文化センター貸施設利用率	%	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0		貸施設利用者満足度【4段階評価で4】	%	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	文化会館事業		文化会館事業入場率	%	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0		文化会館事業参加者満足度【5段階評価で4以上】	%	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	生涯学習センター事業		生涯学習センター主催事業等参加者数	人	18,100	18,200	18,300	18,400	18,500		生涯学習センター事業参加者満足度【4段階評価で4】	%	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	男女共同参画センター事業		男女共同参画センター主催事業等参加者数	人	15,200	15,400	15,600	15,800	16,000		男女共同参画センター事業参加者満足度【4段階評価で4】	%	83.0	83.0	83.0	83.0	83.0	美術館	エ	美術館来館者満足度(施設維持管理部分)【4段階評価で3以上】	%	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	オ	美術館貸施設(県民ギャラリー)利用率	%	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	総合博物館	カ	博物館来館者満足度(施設維持管理部分)【4段階評価で3以上】	%	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	各施設		図書館・総合博物館・美術館との連携事業数	回	6	6	6	6	6
業務分類	項目	成果目標	単位	R7	R8	R9	R10	R11																																																																																																																															
センター全体の運営	ア	総合文化センター利用者数(図書館利用者を除く)	人	563,500	568,500	573,500	578,500	583,500																																																																																																																															
	イ	総合文化センター来館者満足度【4段階評価で3以上】	%	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0																																																																																																																															
貸館業務	ウ	総合文化センター貸施設利用率	%	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0																																																																																																																															
		貸施設利用者満足度【4段階評価で4】	%	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0																																																																																																																															
文化会館事業		文化会館事業入場率	%	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0																																																																																																																															
		文化会館事業参加者満足度【5段階評価で4以上】	%	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0																																																																																																																															
生涯学習センター事業		生涯学習センター主催事業等参加者数	人	18,100	18,200	18,300	18,400	18,500																																																																																																																															
		生涯学習センター事業参加者満足度【4段階評価で4】	%	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0																																																																																																																															
男女共同参画センター事業		男女共同参画センター主催事業等参加者数	人	15,200	15,400	15,600	15,800	16,000																																																																																																																															
		男女共同参画センター事業参加者満足度【4段階評価で4】	%	83.0	83.0	83.0	83.0	83.0																																																																																																																															
美術館	エ	美術館来館者満足度(施設維持管理部分)【4段階評価で3以上】	%	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0																																																																																																																															
	オ	美術館貸施設(県民ギャラリー)利用率	%	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0																																																																																																																															
総合博物館	カ	博物館来館者満足度(施設維持管理部分)【4段階評価で3以上】	%	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0																																																																																																																															
各施設		図書館・総合博物館・美術館との連携事業数	回	6	6	6	6	6																																																																																																																															
収支計画		<p>昨今の社会情勢や環境変化等をふまえた光熱水費・人件費・委託費の支出の上昇要因を考慮したうえで、文化振興の根幹をなす各事業費については、高品質な事業を提供できるように計画しています。さらに令和7年度から9年度に予定されている大規模改修工事の影響も考慮しながら支出を抑制し、施設利用料金収入や事業収入などの収入確保に努めていきます。</p>																																																																																																																																					
組織及び人員		<p>専門性やノウハウを持った人員により組織運営を行っています。専門的人材の確保に重点を置き、組織力向上に努めています。業務実態に応じた変形労働時間制を勤務ローテーションにより、弾力性を高めて働きやすい環境づくりに努めています。令和7年度から9年度に予定されている大規模改修工事による休館期間に合わせて積極的な研修推進による職員力の向上を図ります。組織体制は、指定管理業務を適切に遂行できるよう、現在の体制を基本としつつ、必要に応じて見直しを図っていきます。</p>																																																																																																																																					
収支計画書(千円)	年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																																																																																																	
	収入合計	1,582,400	1,599,300	1,614,300	1,703,500	1,739,000																																																																																																																																	
	内訳	指定管理料	1,318,500	1,353,500	1,385,000	1,420,500	1,456,000																																																																																																																																
		施設利用料金収入	122,000	116,000	111,000	138,000	138,000																																																																																																																																
		事業収入	60,000	55,000	50,000	65,000	65,000																																																																																																																																
		その他	81,900	74,800	68,300	80,000	80,000																																																																																																																																
支出合計	1,582,400	1,599,300	1,614,300	1,703,500	1,739,000																																																																																																																																		

※ A4版2枚以内としてください。

## 11 各種審議会等の審議状況について

(令和6年6月3日～令和6年9月16日)

## 1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	(1) 令和6年7月4日 (2) 令和6年9月5日
3 委員	会長 岩崎 恭典 副会長 坂倉 健二、森 秀美 委員 伊藤 直子 他21名
4 諮問事項	「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について
5 調査審議結果	(1) 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について、「土砂条例部会」の設置が了承され、部会委員の指名が行われた。 (2) 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について、中間案の審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和6年12月頃（予定）

## 2 三重県環境審議会 土砂条例部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 土砂条例部会
2 開催年月日	(1) 令和6年8月2日 (2) 令和6年8月20日
3 委員	部会長 岡島 賢治 部会長代理 宮岡 邦任 委員 石川 友裕、黒坂 則子
4 諮問事項	「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について
5 調査審議結果	「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について審議が行われ、中間案がとりまとめられた。
6 備考	次回開催日：令和6年11月頃（予定） 今後の予定：パブリックコメント等の実施結果をふまえ、最終案をとりまとめる予定

### 3 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	令和6年8月26日
3 委員	会長 梅村 光久 委員 服部 高明 他10名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種学校の廃止認可について</li> <li>・高等学校の収容定員に係る学則の変更認可について</li> <li>・広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について</li> <li>・専修学校の目的の変更認可について</li> <li>・幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可について</li> </ul>
5 調査審議結果	諮問事項5件について審議され、「いずれも認可することに異議はない」と答申された。また、広域通信制高等学校の設置計画について報告した。
6 備考	次回開催日：令和7年3月頃（予定）

### 4 三重県総合文化センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県総合文化センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和6年7月25日
3 委員	委員長 豊田 長康 委員長代理 錦 かよ子 委員 伊藤 正朗 他4名
4 諮問事項	三重県立図書館を含む三重県総合文化センター、三重県総合博物館および三重県立美術館における指定管理者選定に関する審査基準の作成について
5 調査審議結果	令和7年4月からの指定管理者を募集する際に必要な「審査基準」について審議され、決定された。
6 備考	次回開催日：令和6年10月4日（予定）

### 5 三重県総合博物館等指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館等指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和6年7月25日
3 委員	委員長 豊田 長康 委員長代理 錦 かよ子 委員 伊藤 正朗 他4名
4 諮問事項	三重県立図書館を含む三重県総合文化センター、三重県総合博物館および三重県立美術館における指定管理者選定に関する審査基準の作成について
5 調査審議結果	令和7年4月からの指定管理者を募集する際に必要な「審査基準」について審議され、決定された。
6 備考	次回開催日：令和6年10月4日（予定）

**6 三重県総合博物館協議会**

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	令和6年7月18日
3 委員	会長 吉岡 基 副会長 浜辺 佳子 委員 岩崎 奈緒子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県総合博物館の活動と運営、博物館活動の今後の取組について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和7年2～3月頃（予定）

**7 三重県立美術館協議会**

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	令和6年9月3日
3 委員	会長 吉田 俊英 副会長 杉本 竜 委員 石原 真伊 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和5年度の事業概要および令和6年度の事業概要等について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和7年3月頃（予定）

**8 三重県人権施策審議会**

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	令和6年8月27日
3 委員	会長 小林 慶太郎 会長代理 古瀬 啓之 上野 尚子 他17名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和6（2024）年版第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告書（案）について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

## 9 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	令和6年9月9日
3 委員	会長 三田 泰雅 副会長 大平 肇子 委員 赤坂 知之 他15名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県の男女共同参画施策に対する評価方法等について検討が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

## 10 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	令和6年8月5日
3 委員	会長 東 珠実 副会長 鈴木 克彦 委員 市森 幸子 他10名
4 諮問事項	三重県消費者施策基本指針の改定について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重県消費者施策基本指針の改定について、骨子案に関する意見交換が行われた。</li> <li>消費者施策の令和5年度における実施結果および令和6年度における実施概要等について、意見交換が行われた。</li> </ul>
6 備考	次回開催日：令和6年11月頃（予定）

## 11 三重県公害審査会 調停委員会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会 調停委員会
2 開催年月日	令和6年8月7日
3 委員	委員長 下井 良基 他2名
4 諮問事項	令和6年（調）第2号事件
5 調査審議結果	申請人および被申請人から意見の聴取を行ったところ、双方から合意に向けて調停を継続する意向を確認できたことから、第2回の委員会を開催することとした。
6 備考	次回開催日：未定

## 12 三重県環境影響評価委員会小委員会

1 審議会等の名称	<p>(1) 三重県環境影響評価委員会小委員会（（仮称）伊賀市柏尾太陽光発電事業 簡易的環境影響評価書）</p> <p>(2) 三重県環境影響評価委員会小委員会（（仮称）桑名市播磨西部土地区画整理事業 環境影響評価準備書）</p> <p>(3) 三重県環境影響評価委員会小委員会（（仮称）白山三ヶ野太陽光発電事業 環境影響評価準備書）</p> <p>(4) 三重県環境影響評価委員会小委員会（桑名市多度力尾北部工業団地開発 簡易的環境影響評価書）</p>
2 開催年月日	<p>(1) 令和6年6月5日（現地調査） 令和6年6月19日（小委員会）</p> <p>(2) 令和6年6月21日（現地調査および小委員会）</p> <p>(3) 令和6年6月25日（小委員会） 令和6年7月8日（現地調査）</p> <p>(4) 令和6年6月27日（現地調査および小委員会）</p>
3 委員	<p>(1) 委員長 金子 聡 他5名</p> <p>(2) 委員長 塚田 森生 他7名</p> <p>(3) 委員長 塚田 森生 他7名</p> <p>(4) 委員長 塚田 森生 他7名</p>
4 諮問事項	<p>(1) （仮称）伊賀市柏尾太陽光発電事業 簡易的環境影響評価書について</p> <p>(2) （仮称）桑名市播磨西部土地区画整理事業 環境影響評価準備書について</p> <p>(3) （仮称）白山三ヶ野太陽光発電事業 環境影響評価準備書について</p> <p>(4) 桑名市多度力尾北部工業団地開発 簡易的環境影響評価書について</p>
5 調査審議結果	<p>(1) 三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、審議と現地調査を行った。</p> <p>(2) 三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、審議と現地調査を行った。</p> <p>(3) 環境影響評価法に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、審議と現地調査を行った。</p> <p>(4) 三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、審議と現地調査を行った。</p>
6 備考	<p>(1) 令和6年8月15日に答申</p> <p>(2) 令和6年8月28日に答申</p> <p>(3) 令和6年10月上旬に答申予定</p> <p>(4) 令和6年8月15日に答申</p>